

第3次根室市

男女共同参画基本計画

(令和7年度～16年度)

～「思い込みを無くし個性を守るまち」を目指して～

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



北海道根室市

根室市では、平成 27 年度に第 2 次根室市男女共同参画基本計画を策定し、男女共同参画社会形成のため、一人ひとりが考え、お互いを思いやるパートナーシップを持って行動することが大切であるとして、施策を推進してまいりました。

しかしながら、家庭、職場、地域社会などでは性別による固定的な役割分担意識は少なからず残っており、また、男女間におけるあらゆる暴力の根絶、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進など、まだまだ解決すべき課題も多く残されています。

こうした状況を踏まえ、国や北海道などの取り組みや、新たな視点を加え、男女共同参画の取り組みを進めていくため、新たに「根室市男女共同参画基本計画（令和 7 年度～16 年度）」を策定いたしました。

この基本計画では、少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、家族形態や地域社会の変化、長引く景気の低迷などに伴う課題を解決するためにも、男女共同参画社会の実現が必要不可欠であると考え、「第 10 期根室市総合計画」の分野別計画に位置づけ、「思い込みを無くし個性を守るまち」の実現を目標として、男女共同参画に対する理解や促進に向けた取り組みを進めていくことといたしました。

今後は、この基本計画をもとに、市民の皆さまをはじめ企業や関係機関・団体の方々と連携・協働を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを着実に推進してまいりたいと考えておりますので、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、この基本計画の策定にあたりご意見やご提言をいただきました根室市男女共同参画基本計画策定委員会の委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆さま並びに関係各位に心からお礼申し上げます。

令和 7 年 3 月

根室市長 石垣 雅敏

目次

はじめに

男女共同参画社会とは	・・・	1
ジェンダー平等とは	・・・	1

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	・・・	4
2 計画の性格と位置づけ	・・・	5
3 SDGs との関連性	・・・	6
4 計画の期間	・・・	7
5 第2次男女共同参画事業の効果検証	・・・	8

第2章 根室市民の男女共同参画に関する意識

1 調査概要	・・・	10
2 調査結果	・・・	11
3 まとめ	・・・	32

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	・・・	34
2 計画の基本目標	・・・	35
3 計画の体系	・・・	37

第4章 計画推進体制

1 住民の参画と協働の推進	・・・	40
2 市役所における推進体制	・・・	40
3 国・北海道等との連携	・・・	40
4 計画の進行管理	・・・	40
5 成果指標	・・・	41

第5章 施策の展開

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり		
基本方向1 男女共同参画の意識の醸成	・・・	44
基本方向2 人権の尊重	・・・	45
基本方向3 男女共同参画の視点に立った学びの推進	・・・	46
基本目標Ⅱ 困難な問題を抱える女性への支援		
基本方向4 困難な問題を抱える女性への支援	・・・	47
基本目標Ⅲ 生涯を通じた健康への支援		
基本方向5 生涯を通じた健康支援	・・・	49
基本目標Ⅳ 男女の仕事と生活の調和実現に向けた支援		
基本方向6 就労の場における男女共同参画の推進	・・・	50
基本方向7 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進		51
基本目標Ⅴ あらゆる分野での男女共同参画の推進		
基本方向8 地域社会等における男女共同参画の推進	・・・	52
基本方向9 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	・・・	53

— 目 次 —

資料編

- | | | | |
|---|------------------------|-----|----|
| 1 | 計画策定の経過 | ・・・ | 55 |
| 2 | 根室市男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱 | ・・・ | 56 |
| 3 | 根室市男女共同参画基本計画策定委員会委員名簿 | ・・・ | 57 |



男女共同参画社会とは？

「男女共同参画社会」とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のことです。

一人ひとりが性別に縛られることなく、持っている個性や能力を十分に発揮し、仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現できるようになります。



「ジェンダー平等」とは？

ジェンダー平等とは、ひとりひとりの人権を尊重し、性別にかかわらず平等に責任や権利を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めることを意味しています。

社会的・文化的に作られた性別（ジェンダー※）を問い直し、すべての人の人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる社会が作られます。

※ジェンダー：生物学的性別とは異なり、社会や文化が作り上げた「男性像（男らしさ）」、「女性像（女らしさ）」という概念を指します。

【男女共同参画社会が進むとどうなるのか？】

※以下のメリットは、「男性は仕事」「女性は家庭」という考えを前提に示しています。

共通の主なメリット



- ・職業選択の自由度が高まり、男性も女性も希望する働き方ができて、幸せを感じられ、社会全体が活性化されます。
- ・家庭内の役割が分担されることで、ストレスや不満が減少し、より健全な家庭生活を送ることができます。
- ・女性リーダーが増えることで新たな発想が生まれ、商品やサービスの向上が期待されます。
- ・共働きや女性の労働時間の増加を選択した家庭は、世帯所得の向上が期待できます。また、世帯所得の向上により、男性の働き方に選択の余地が生まれ、労働時間の減少が期待できます。

男性の主なメリット



- ・「男性だから自分一人で家計を支えなければいけない」というプレッシャーから解放されます。
- ・育児に参加する時間が増えることで、こどもの成長をより感じやすくなります。
- ・過重労働やストレスの軽減が期待できます。

女性の主なメリット



- ・「女性だから、家事、育児、介護をしなければならない」というプレッシャーから解放されます。
- ・同じ仕事に対して同じ賃金が支払われるようになり、働き甲斐を感じやすくなります。
- ・出産後に職場に復帰しやすくなります。

【行政の取組】

- ・市民への意識啓発
- ・教育の実践
- ・相談体制の整備
- ・健康支援
- ・企業への指導
- ・起業、就労支援

【企業の取組】

- ・母性保護[※]への理解による従業員への配慮
- ・育児、介護への配慮
- ・男女の賃金格差解消
- ・性別に捉われない職場環境の整備
- ・ハラスメントの防止

【市民の取組】

- ・母性保護への理解を深める
- ・男女共同参画への理解を深める
- ・男女共同参画の実践

※母性保護：1979年に国連で採択された女子差別撤廃条約では、「母性保護を目的とする特別措置を締約国がとることは、差別とみなしてはならない。」とされ、身体構造上、妊娠、出産、授乳に関することは差別ではないと国際的に認められています。

第1章 計画の概要



1 計画策定の趣旨

人口減少や少子高齢化の進行などにより家族形態は変化し、また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に働き方が大きく見直され、価値観やライフスタイル^{※1}が多様化するなど社会情勢は大きく変化しており、このような変化に対応し、豊かで活力ある地域をつくるためには、誰もが性別のみならず、年齢、容姿、国籍、人種、血液型、文化、学歴、職業、財産、病気、障がいの有無、犯罪被害者、性的指向、性自認など多様性を尊重し、その個性と能力を十分に発揮することができ自分らしく暮らせる社会の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

国においては、平成 11 年（1999 年）6 月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、『男女が性別にかかわらず共に助け合って仕事や生活をして、個性と能力を十分に発揮でき、社会のあらゆる場面に参画する』ことを基本に、男女共同参画社会の実現を最重要課題の一つとして位置づけました。

また、平成 27 年（2015 年）9 月に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）を制定し、仕事と家庭を両立できる環境の整備など職業生活における女性の活躍の推進によって、豊かで活力ある社会の実現を図ることとされました。

根室市においては、平成 16 年（2004 年）3 月に基本理念や施策などを定めた「根室市男女共同参画基本計画」を第 1 次計画として策定し、平成 28 年（2016 年）3 月には、「第 2 次根室市男女共同参画基本計画」として計画を見直し、『男女が互いに人権を尊重し支え合うまちを目指して』、総合的・計画的に施策の展開を図ってまいりました。

この間、男女共同参画への意識は社会に少しずつ浸透してきているものの、いまだに家庭・職場・地域などの社会において、固定的な性別役割分担意識や男女の不平等感が根強く残るとともに、配偶者やパートナーからの暴力（以下「DV^{※2}」という。）やストーカー等の問題、困難な問題を抱える女性も潜在化していると考えられ、多くの課題が残されています。

こうした状況や新たな課題を踏まえて、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを着実に推進するため、第 3 次根室市男女共同参画基本計画（令和 7 年度～16 年度）（以下「計画」という。）を策定するものです。

¹ ライフスタイル：生活の様式、営み方、人生観、価値観、習慣などを含めた個人の生き方のこと

² DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者や恋人など親密な関係にあるまたはあった者との間で起こる暴力のこと

2 計画の性格と位置づけ

(1) 関係法令との整合性

計画は、「男女共同参画社会基本法」の規定に基づき策定するものであり、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）および「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）並びに「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「女性支援法」という。）」に基づく計画として位置付けます。

また、「第10期根室市総合計画」を上位計画とし、関連する他の個別計画との整合性や連携を図りつつ、国や北海道の男女共同参画基本計画を勘案し、根室市における男女共同参画社会の実現に向け、総合的かつ計画的に推進するための計画です。

【男女共同参画社会基本法】

第十四条

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

【女性活躍推進法】

第六条

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

【DV防止法】

第二条の三

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

【女性支援法】

第八条

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

（2）市の個別計画との整合性

本計画において、特別に標記していない場合は両性に関する記述であり、また、その中には高齢者や障がい者等も含まれています。

そのうえで、各個人の状況に応じた個別の計画として次のとおり定めていますので、その整合性を図ります。

- ・心身の健康に関すること . . . 「根室市健康増進計画」
- ・高齢者に関すること . . . 「根室市高齢者保健福祉計画」
- ・障がい者に関すること . . . 「根室市障がい者計画」

（3）実施計画の策定

本計画の実現を確実なものとするため、実施計画を策定します。

3 SDGs との関連性

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、平成27年（2015年）の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12年（2030年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

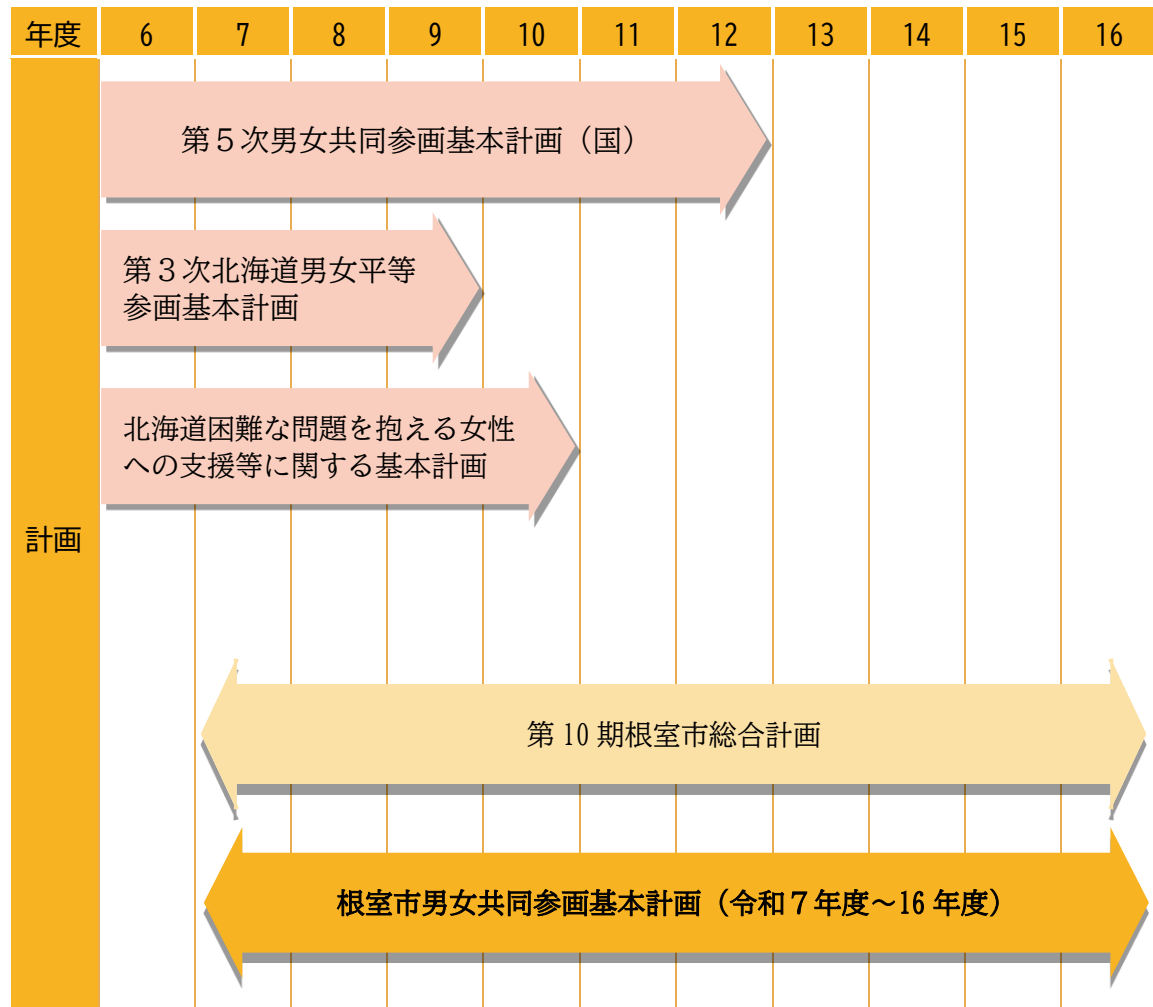
男女共同参画社会の実現は、特に目標5の「ジェンダー平等を実現しよう」に大きく関連します。



4 計画の期間

計画の期間は、令和7年度から令和16年度までの10年間とします。

なお、計画は、今後の社会情勢の変化、国や道などの動向を踏まえ、必要に応じて見直すものとします。



5 第2次男女共同参画事業の効果検証

平成27年度に策定した「第2次根室市男女共同参画基本計画」（平成27～令和6年度）では、男女共同参画社会を実現するため、「男女の人権の尊重と男女共同参画の意識づくり」など4つの基本目標を掲げ、15施策72の取り組みを実施しました。

また、成果指標として4つの項目を設定しましたが、達成状況については次のとおりです。

●第2次男女共同参画基本計画に定めた成果目標

No.	項目	策定時 (H26)	実績値 (R5)	目標値 (R6)
1	生活全般を通して男女が平等であると思う人の割合	20.4%※	15.1%	50.0%
2	「ワーク・ライフ・バランス」の言葉について知っている人の割合 ※女性活躍推進計画に基づく指標	47.1%※	目標達成 52.1%	50.0%
3	「パパママ学級」への男性の参加率	25.9%	目標達成 75.0%	50.0%
4	地域や審議会等への女性の参加率	20.6%	24.9%	30.0%

※ No.1 および2については、計画策定時(H26)には調査を行っていなかったため、H27の調査値を掲載

4つの目標のうちNo.2からNo.4については、計画策定時より数値を伸ばし、さらにNo.2およびNo.3については目標値を達成している状況にあるにもかかわらず、No.1の「生活全般を通して男女が平等であると思う人の割合」は計画策定時から減少しており、これまでの取組の成果と市民の認識に矛盾が生じていることが窺えます。

第2章 根室市民の男女共同参画に関する意識



1 調査概要

(1) 調査目的

「第3次根室市男女共同参画基本計画」を策定するに当たって、市民の男女共同参画に関する意識や実態を把握し計画策定の参考とするため、令和6年8月20日から1ヶ月間、アンケート調査を実施しました。

(2) 実施概要

○調査対象

中学生以上の全ての根室市民（令和6年7月末現在値 20,986人）

○調査方法

オンライン回答

○調査期間

令和6年8月20日～令和6年9月20日

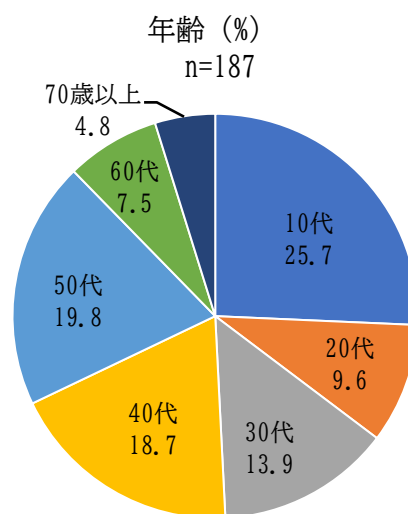
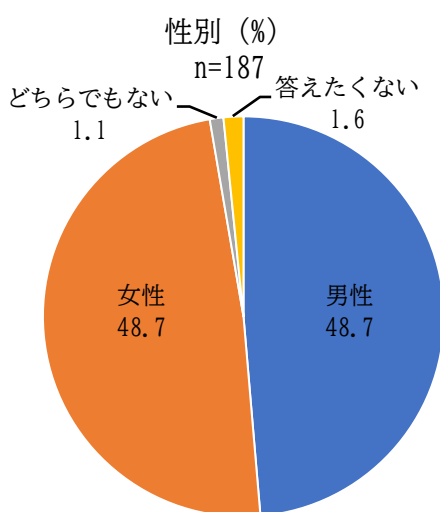
○回収状況

回収数 187件

※統計的に有効となる回収数について、詳細な数値分析を行う際の基準、許容誤差±5%で積算すると378件以上必要となりますが、全体的な傾向を知るための基準、許容誤差±10%では96件以上の回収数が必要となります。今回の187件は許容誤差±7.2%であり、全体的な意見の傾向を知るための基準は満たしています。

○回答者の属性

- ・回答者は男性48.7%、女性48.7%と男女比は1:1でした。
- ・年齢構成は10代(25.7%)が最も多く、次いで50代(19.8%)、40代(18.7%)が多くなっています。



2 調査結果

【集計結果の標記方法の留意事項】

- ・計画書内の図表においては、有効回答数を「n」で表記しています。
- ・図表中の構成比(%)は、小数点第2位以下を四捨五入したものであり、端数処理のため、合計は必ずしも100%にならない場合があります。

(1) 「性別による無意識の思い込み(アンコンシャスバイアス)」について

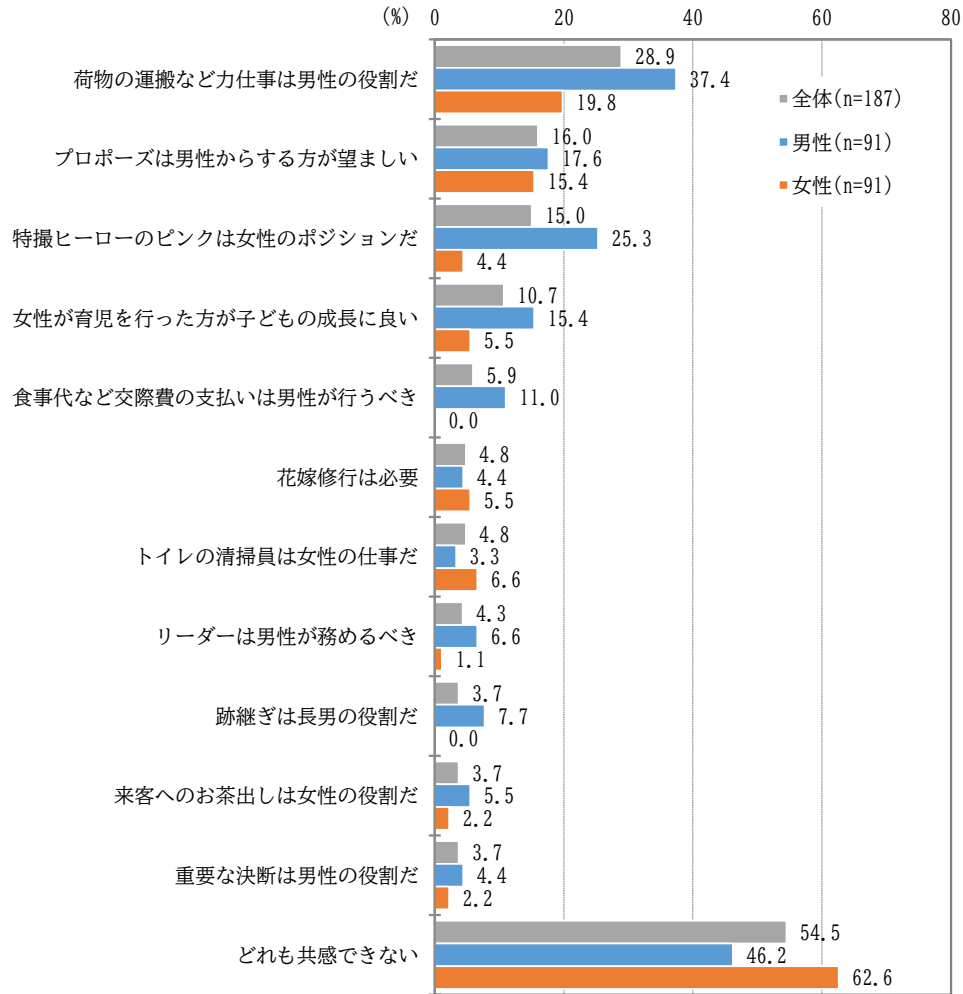
ここでは、育ってきた環境によって根室市民の潜在意識下に刷り込まれた、自分自身では気づいていない「性別による無意識の思い込み(アンコンシャスバイアス)」について掘り起こします。

【結果の要約】

- ・家庭、学校、職場における男女の平等感について、国の調査と比較すると、国よりも本市においては男女「平等」と感じる方が多い傾向にあるものの、性別や年齢区分でみると次のような特徴がみられます。
- ・性別でみると、日常生活全般において「男性が優位と感じる」の割合が男女間で大きな差があり、男性以上に女性が男性優位と感じています。特に、職場においてはその傾向が顕著であり、年齢層が上がるに従ってその傾向が強くなります。
- ・性別による固定的な役割分担に対して、「どれも共感できない」と答えた市民は半数以上です。20～30代では、役割分担意識の考え方に共感する割合が全体よりも高い傾向にある一方、それ以降の年齢層では、「どれも共感できない」とする回答が多く、役割分担への固定観念が比較的少ないことが窺えます。
- ・家庭では、男女平等と感じる市民が全体の約6割で、特に10代では8割以上と最も多い傾向にあります。一方で、20代以上では、男女平等と感じる市民が半数以下となり、特に40代以上では男性優位と感じる市民が半数程度に増加しています。この差は、家庭内での役割分担や育児への取り組み方が年齢層によって異なることが影響していると考えられます。実際に、家庭におけるパートナーとの役割分担では、理想としてはすべての項目について男女どちらも実施が多くなっているものの、女性のほうが実施している割合が多く、理想と現実乖離があることがわかります。また、こうした役割分担の偏りが、女性が仕事を続けるうえで障害となっているものとして「家庭において家族の協力が得られない(家事、育児、介護との両立)」が6割以上となっている要因の一つと考えられます。
- ・職場や地域社会では、特に女性が「男性優位」と感じる割合が高く、20代以上では年齢が上がるほど「平等を感じる」が少なくなり、「男性が優位と感じる」が多くなる傾向がみられます。

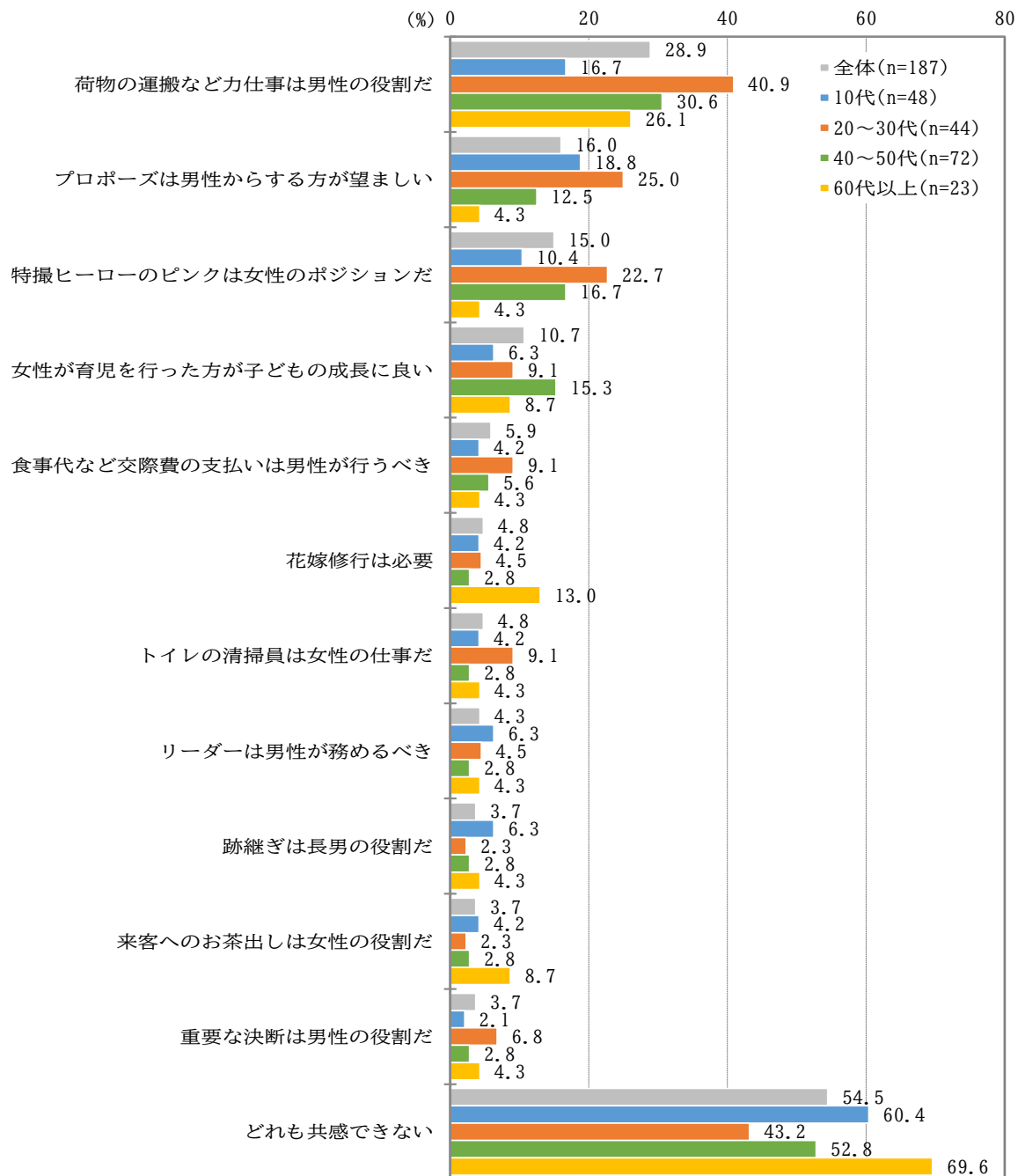
① 性別による固定的な役割分担について

【男女別の回答結果】



- ・全体で見ると「どれも共感できない」(54.5%)が最も多く、次いで「荷物の運搬など力仕事は男性の役割だ」(28.9%)が多くなっています。
- ・性別で見ると、「どれも共感できない」「荷物の運搬など力仕事は男性の役割だ」「特撮ヒーローのピンクは女性のポジションだ」「女性が育児を行った方が子どもの成長に良い」については、男女間で差があり、男性のほうが固定的な役割分担に対する意識が強いことが窺えます。

【年齢別の回答結果】

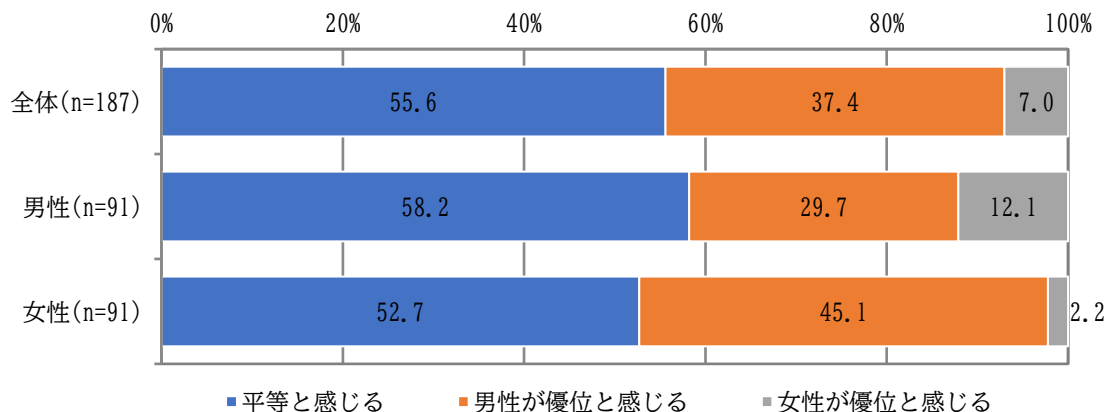


- ・年齢区分でみると、いずれの年齢区分においても「どれも共感できない」が最も多いものの、20～30代においては「荷物の運搬など力仕事は男性の役割だ」「プロポーズは男性からする方が望ましい」「特撮ヒーローのピンクは女性のポジションだ」が全体に比べ多い傾向にあります。また、10代においては「荷物の運搬など力仕事は男性の役割だ」が全体や他の年齢区分に比べて低い傾向にあります。これは回答者の多くが学生であり、想定する力仕事は社会人と比べて限定的であることが影響している可能性があります。

② 家庭における男女共同について

ア) 家庭において男女が平等であると感じている市民の割合

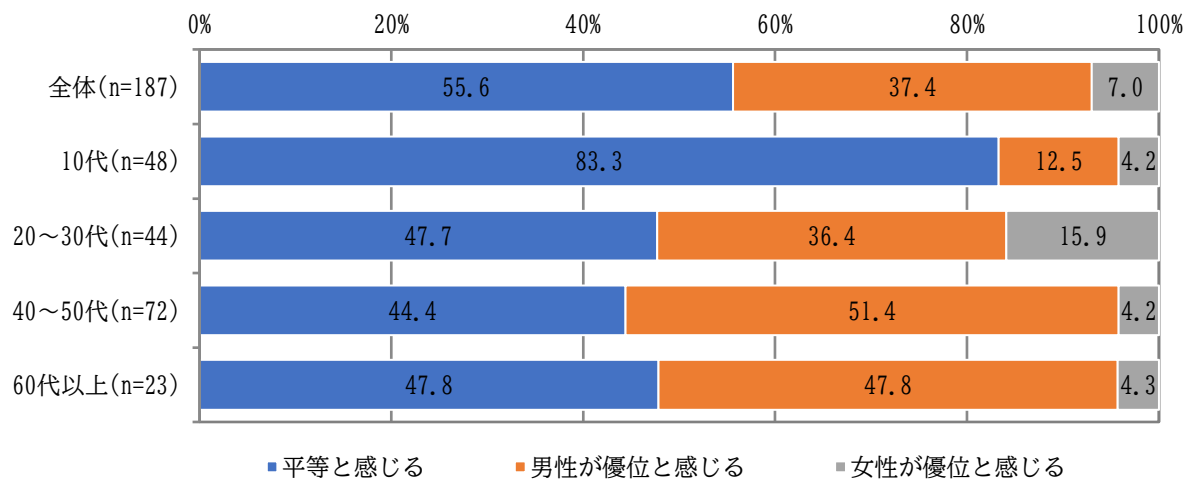
【男女別の回答結果】



- ・全体で見ると、「平等と感じる」(55.6%)が最も多く、次いで「男性が優位と感じる」(37.4%)が多くなっています。
- ・内閣府男女共同参画局「男女共同参画社会に関する世論調査(令和5年11月)」^{※3}では、家庭生活における男女の地位の平等感について「平等」が31.7%、「男性の方が優遇されている」が59.8%、「女性の方が優遇されている」が8.0%となっており、本市においては国よりも「平等」を感じる方が多いことが窺えます。
- ・性別で見ると、特に「男性が優位と感じる」の割合が男女間で大きな差があり、男性以上に女性が男性優位と感じています。

³ 内閣府男女共同参画局「男女共同参画社会に関する世論調査(令和5年11月)」における設問・選択肢と根室市で実施した調査の設問・選択肢が完全一致ではないため単純比較することは難しいが、設問の趣旨は一致していると考えられるため、ここでは根室市の調査結果と比較している。これ以降、同様の調査と結果を比較しているものについては同様の考え方である。

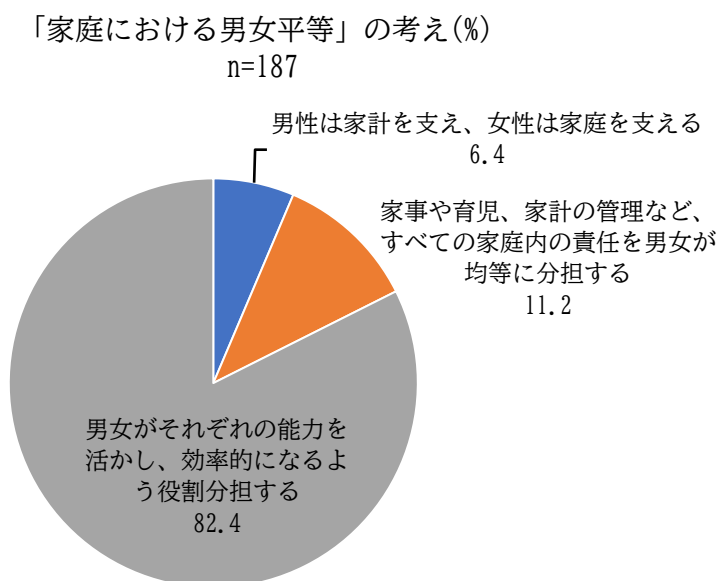
【年齢別の回答結果】



- ・年齢区分で見ると、10代においては「平等と感じる」が全体や他の年齢区分に比べて多い傾向にありますが、これは回答者の多くが学生であり、家庭での家族の様子を評価した結果である可能性があります。20～30代は全体と同様の傾向ですが、40代以上では、「男性が優位と感じる」が多い傾向にあります。

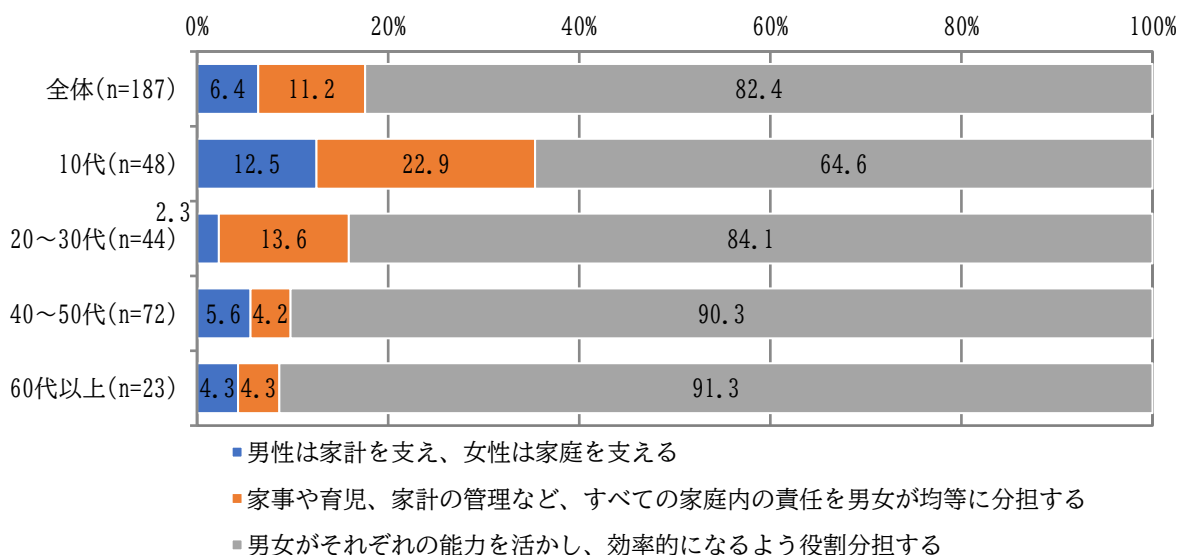
イ)「家庭における男女共同」の考え方

【男女別の回答結果】



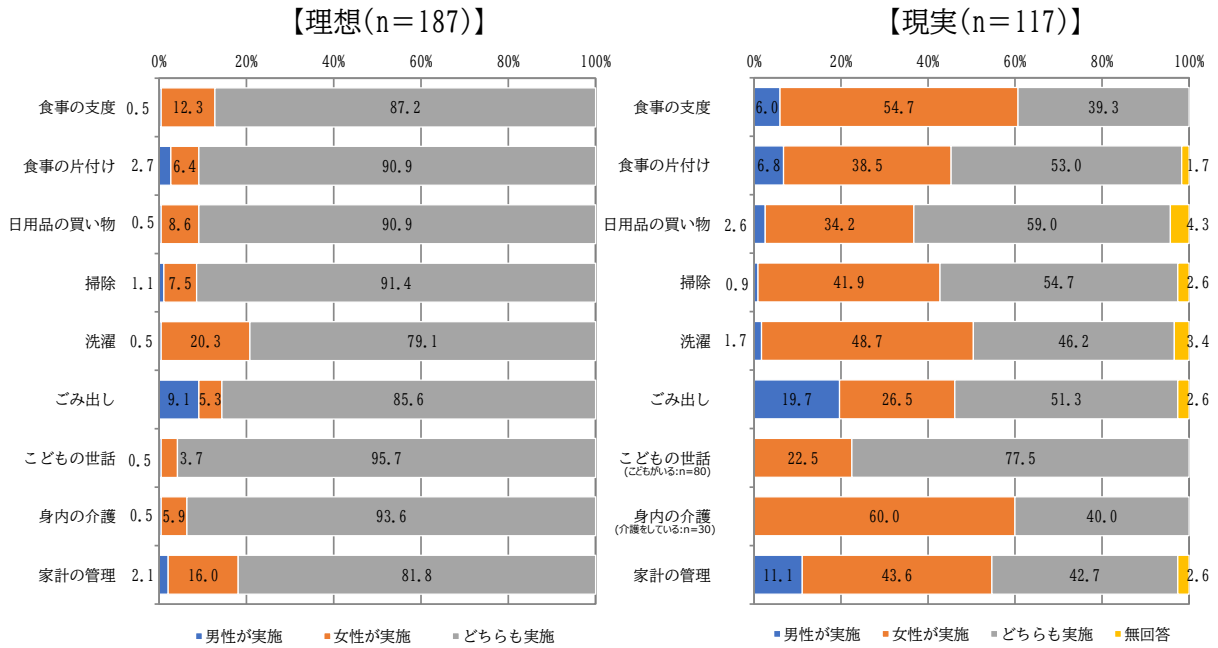
- ・全体で見ると、「男女がそれぞれの能力を活かし、効率的になるよう役割分担する」(82.4%)が最も多くなっています。

【年齢別の回答結果】



- ・年齢区分で見ると、20代以上では全体と同様の傾向にありますが、10代においては全体や他の年齢区分に比べ「男性は家計を支え、女性は家庭を支える」「家事や育児、家計の管理など、すべての家庭内の責任を男女が均等に分担する」が多いのが特徴的であり、学生の男女共同参画への理解が浸透していないことが窺えます。

ウ) 家庭におけるパートナーとの「理想」の役割分担

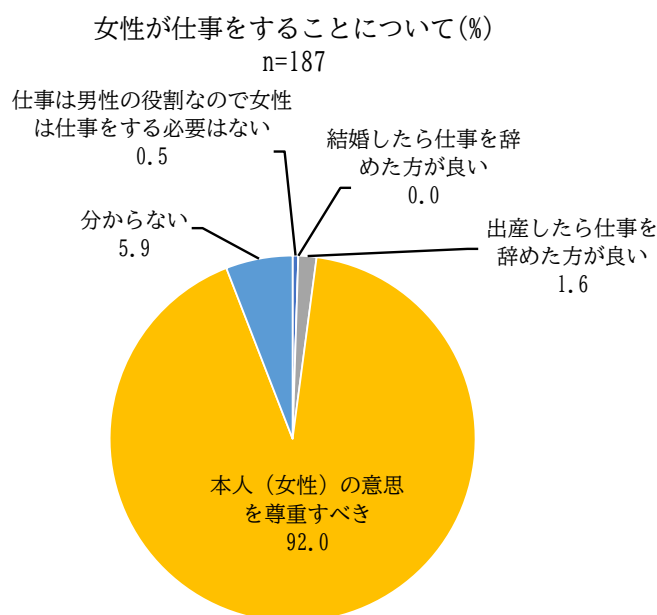


- 理想をみるといずれの項目についても「どちらも実施」が約8割以上ですが、現実をみるといずれの項目についても「男性」よりも「女性」が実施している割合が高く、理想と現実乖離があります。

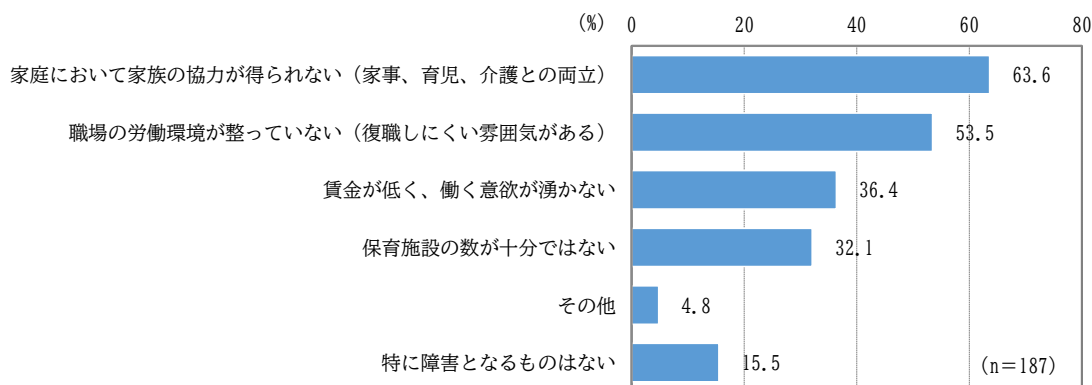
③ 女性の仕事について

ア) 女性が仕事をするについてどう考えますか

- ・「本人（女性）の意志を尊重すべき」と考えている市民がほとんどでしたが、一部の市民は女性が仕事をするに対して否定的な考えをもっています。

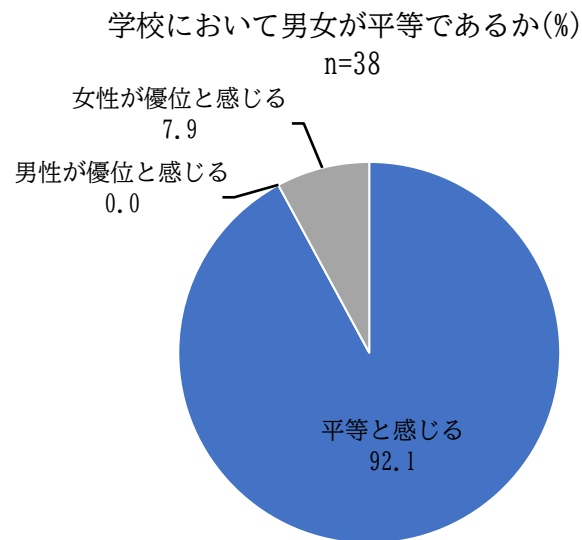


イ) 女性が仕事を続けるうえで障害となっているものは何だと思えますか



- ・全体で見ると、「家庭において家族の協力が得られない（家事、育児、介護との両立）」（63.6%）が最も多く、次いで「職場の労働環境が整っていない（復職しにくい雰囲気がある）」（53.5%）が多いです。「特に障害となるものはない」は15.5%に留まっています。
- ・回答者の8割以上は、女性が仕事を続けるうえでは何らかの障害があると認識していることが窺えます。

④ 学校における男女共同について（回答は学生のみ）

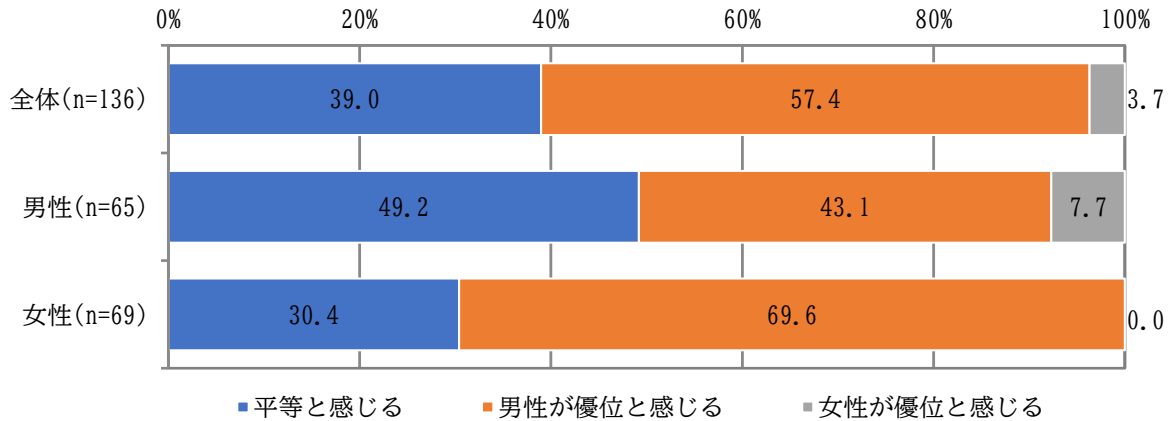


- ・「平等を感じる」(92.1%)が最も多くなっています。
- ・いずれかが優位と感じると回答した回答者において、学校において男女差があることを尋ねたところ、「女性の生徒会長が少ない(3件)」「荷物の運搬など力仕事は男性が行うことが多い(2件)」となりました。
- ・内閣府男女共同参画局「男女共同参画社会に関する世論調査(令和5年11月)」では、学校教育の場における男女の地位の平等感について「平等」が68.1%、「男性の方が優遇されている」が24.5%、「女性の方が優遇されている」が5.3%となっており、本市においては国よりも「平等」に感じる学生が多いことが窺えます。

⑤ 職場における男女共同について（回答は学生以外のみ）

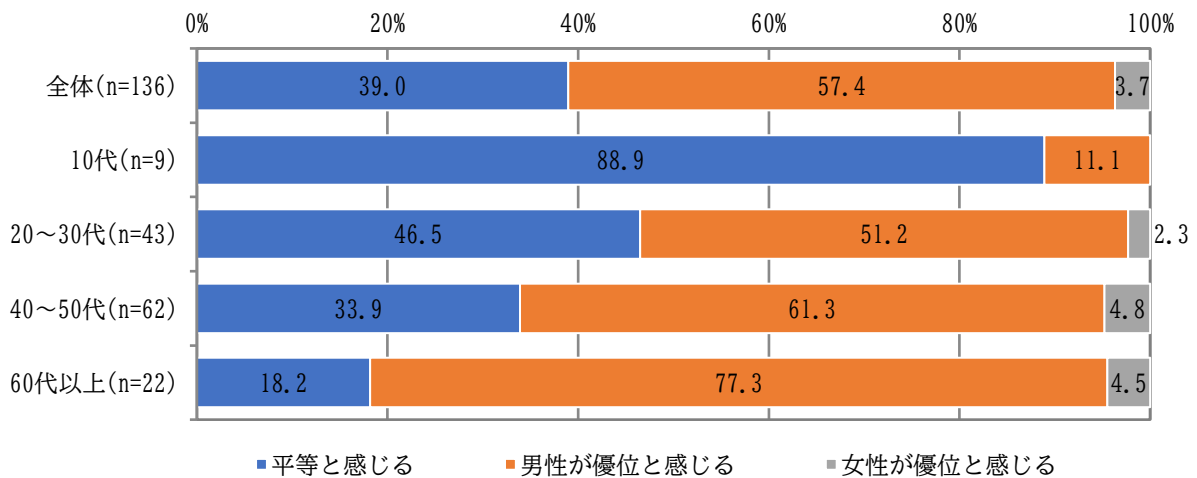
ア) 職場において男女平等であると感じている割合

【男女別の回答結果】



- ・全体で見ると、「男性が優位と感じる」(57.4%)が最も多く、次いで「平等と感じる」(39.0%)が多くなっています。また、「女性が優位と感じる」は3.7%に留まっています。
- ・内閣府男女共同参画局「男女共同参画社会に関する世論調査（令和5年11月）」では、職場における男女の地位の平等感については「平等」が26.4%、「男性の方が優遇されている」が64.1%、「女性の方が優遇されている」が7.7%となっており、本市においては国よりも「平等」に感じる方が多いことが窺えます。
- ・性別で見ると、特に「男性が優位と感じる」の割合が男女間で大きな差があり、男性以上に女性が男性優位と感じています。

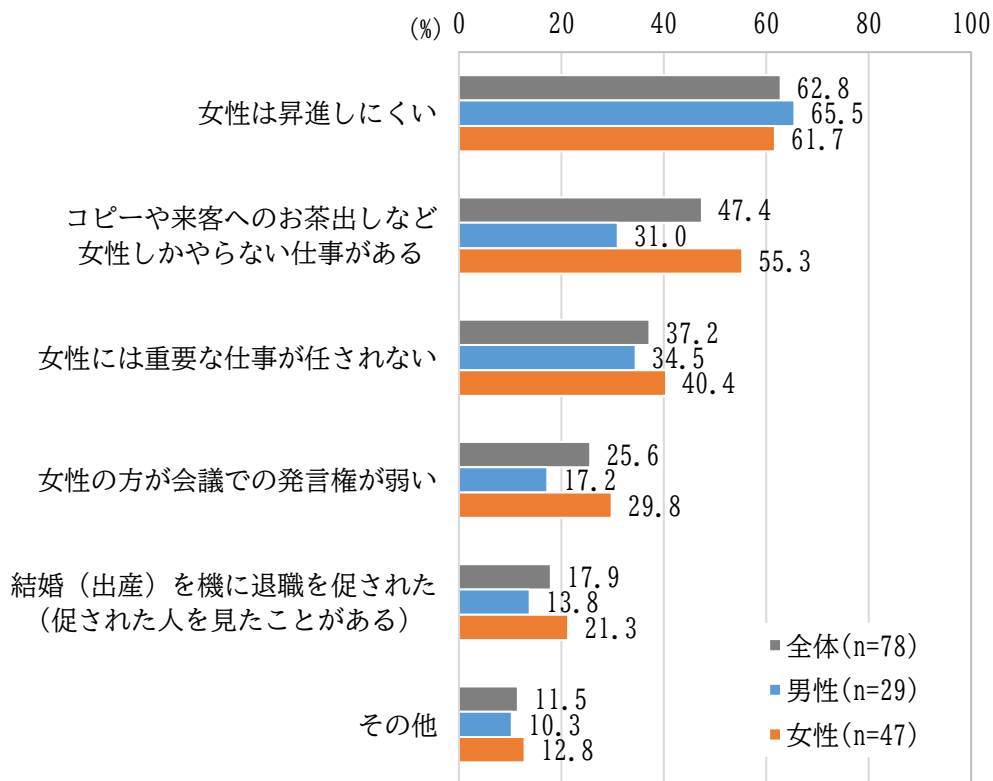
【年齢別の回答結果】



- ・年齢区分で見ると、20代以上では年齢が上がるほど「平等を感じる」が少なくなり、「男性が優位と感じる」が多くなる傾向がみられます。

イ) 職場における男女差

【男女別の回答結果】



- ・全体で見ると、「女性は昇進しにくい」(62.8%)が最も多く、次いで「コピーや来客へのお茶出しなど女性しかやらない仕事がある」(47.4%)、「女性には重要な仕事が任せられない」(37.2%)が多くなっています。
- ・性別で見ると、特に「コピーや来客へのお茶出しなど女性しかやらない仕事がある」の割合が男女間で大きな差があります。

(2) 職場でのハラスメントや家庭でのDV被害について

ここでは、職場におけるハラスメントや家庭におけるDV被害の実態について把握します。

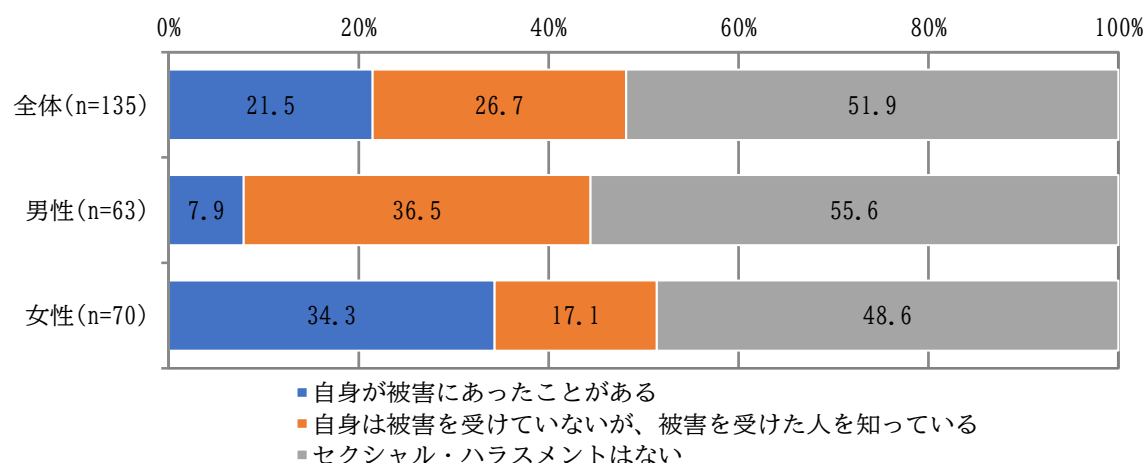
【結果の要約】

- ・男性に比べ女性のほうが性差別的な発言を受けたことがある割合が高く、ハラスメント被害も女性の方が被害に合っている割合が高いところを見ると、男性は女性に対し性差別を行っている自覚が低いことが窺えます。

① ハラスメント被害について

ア) 職場でのセクシャル・ハラスメント被害の実態

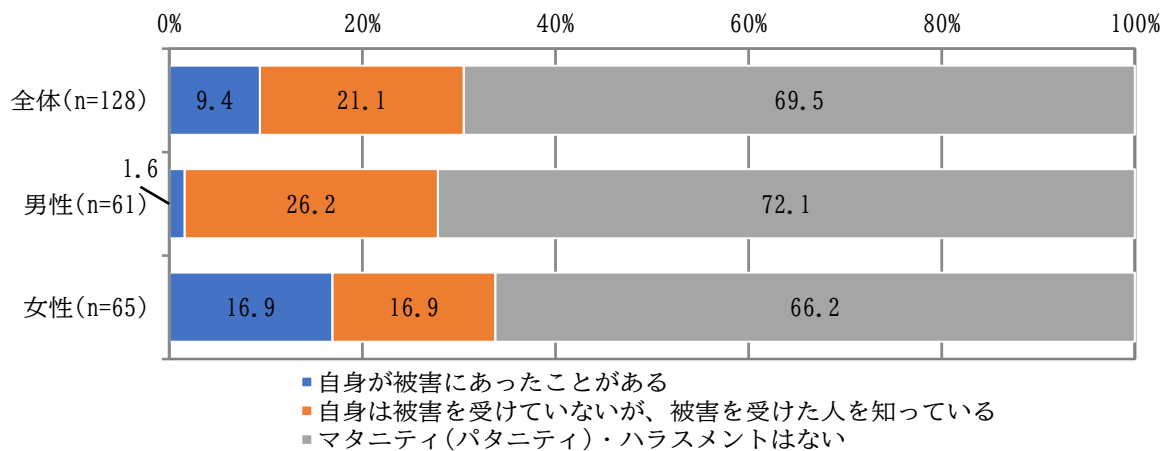
【男女別の回答結果】



- ・全体で見ると、「自身が被害にあったことがある」、「自身は被害を受けていないが、被害を受けた人を知っている」と合わせ 48.2%がセクシャル・ハラスメントを認識しています。
- ・性別で見ると、「自身は被害を受けていないが、被害を受けた人を知っている」「自身が被害にあったことがある」の割合が男女間で大きな差があり、男性に比べ女性では回答者自身が被害にあったことがある場合が多い傾向にあります。

イ) 職場でのマタニティ（パタニティ）・ハラスメント被害の実態

【男女別の回答結果】

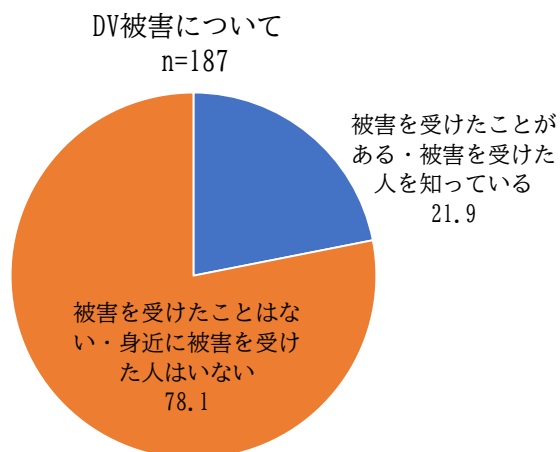


- ・全体で見ると、「自身が被害にあったことがある」、「自身は被害を受けていないが、被害を受けた人を知っている」を合わせ 30.5%がマタニティ（パタニティ）・ハラスメントを認識しています。
- ・性別で見ると、セクシャル・ハラスメント被害ほどではないものの「自身は被害を受けていないが、被害を受けた人を知っている」「自身が被害にあったことがある」の割合が男女間で差があり、男性に比べ女性では回答者自身が被害にあったことがある場合が多い傾向にあります。

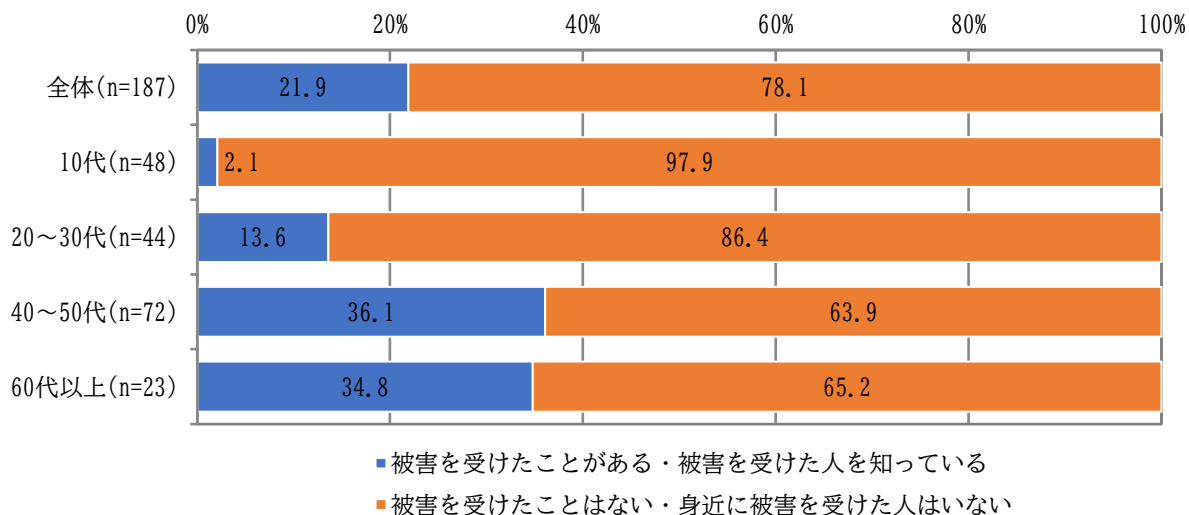
② DV被害について

ア) DV被害の実態

- ・「被害を受けたことはない・身近に被害を受けた人はいない」が78.1%、「被害を受けたことがある・被害を受けた人を知っている」が21.9%となっています。



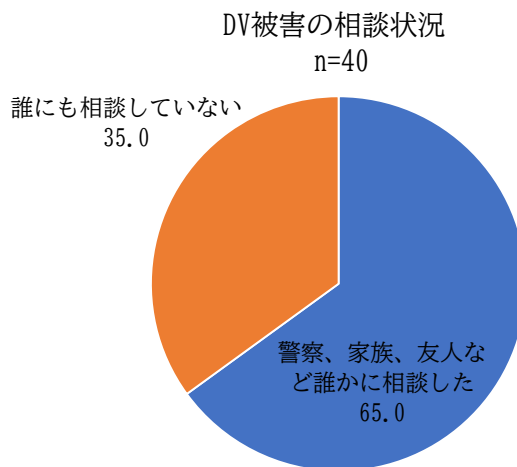
【年齢別の回答結果】



- ・年齢区分で見ると、10～30代においても「被害を受けたことがある・被害を受けた人を知っている」は一定程度みられるものの、40代以上になると「被害を受けたことがある・被害を受けた人を知っている」が一段と多くなる傾向がみられます。

イ) DV被害を相談した市民

- ・「警察、家族、友人など誰かに相談した」が65.0%、「誰にも相談していない」が35.0%となりました。
- ・また、「相手に相談した事が知られることで暴力がひどくなるなど、今後の事を考え我慢するしかないと思ったから」(5件)、「相談しても無駄だと思ったから」(4件)、「恥ずかしくて誰にも知られたくなかったから」(1件)など、相談することに対し一歩踏み出せない方も存在しています。



(3) 市民への男女共同参画の取組の浸透について

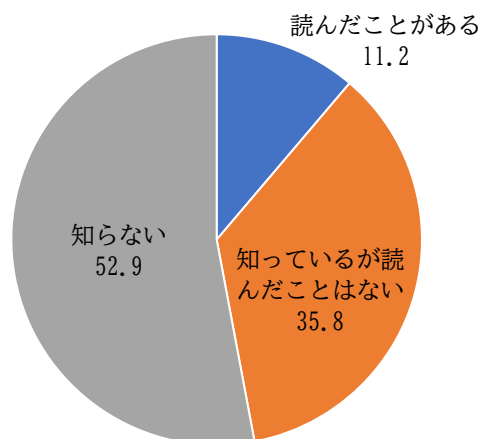
ここでは、根室市における男女共同参画の取組が市民に浸透しているかを把握します。

【結果の要約】

- ・男女共同参画基本計画について、10代はほとんどが知らない状況となっています。20代以上においても約4割が知らない状況です。
- ・根室市において男女共同参画社会を実現するために必要な取り組みについては、10代では学校での男女平等教育、20～30代では男性の育児休業の取得推奨、40～50代では職場でのハラスメント対策、60代以上では市役所の女性職員の管理職登用推進が多く、年齢区分を考慮した対策の検討が必要と考えられます。

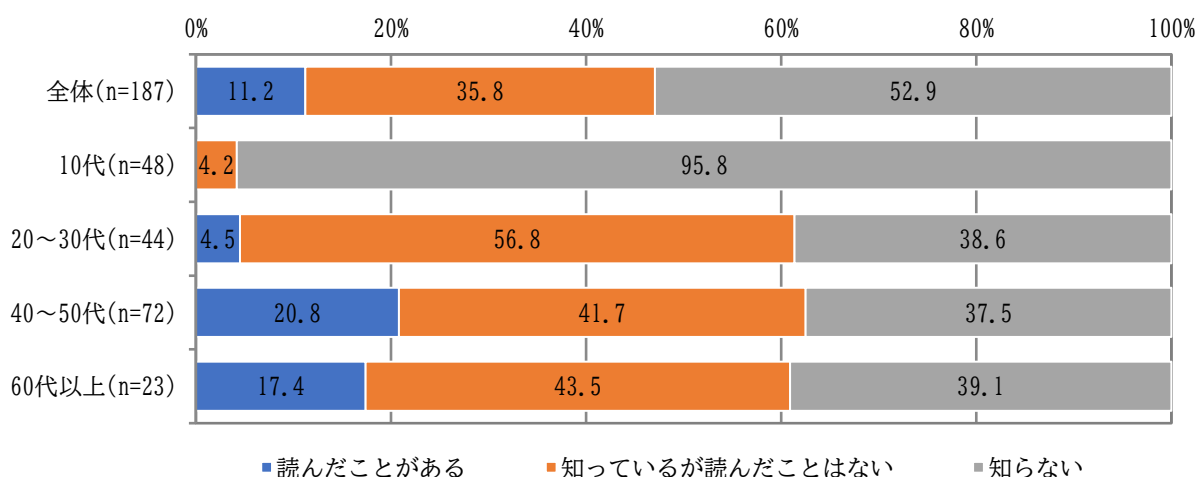
① 根室市男女共同参画基本計画を知っている市民割合

男女共同参画基本計画を知っているか
n=187



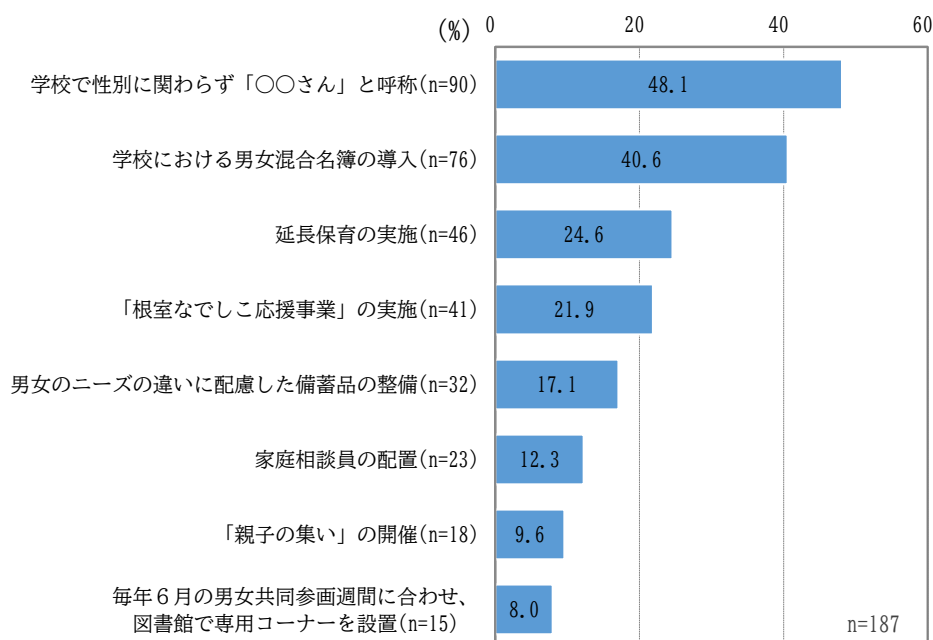
- ・根室市男女共同参画基本計画を「知らない」(52.9%)が最も多く、次いで「知っているが読んでいない」(35.8%)が多くなっています。「読んだことがある」は約1割に留まっています。

【年齢別の回答結果】



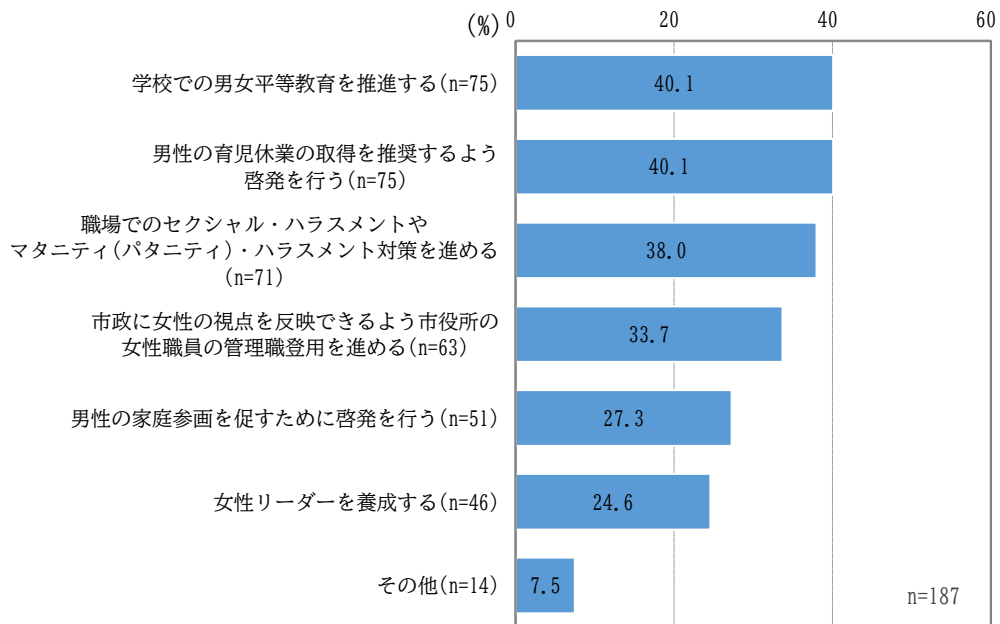
- ・年齢区分で見ると、10代のほとんど、他の年齢区分においては約4割が「知らない」状況にあります。20~30代の約6割は計画を認知はしているものの読んだことがある回答者がわずかであり、40代以上になると計画を読んだことがある回答者が約2割に増えています。

② 根室市の男女共同参画の取り組みを知っている市民の割合



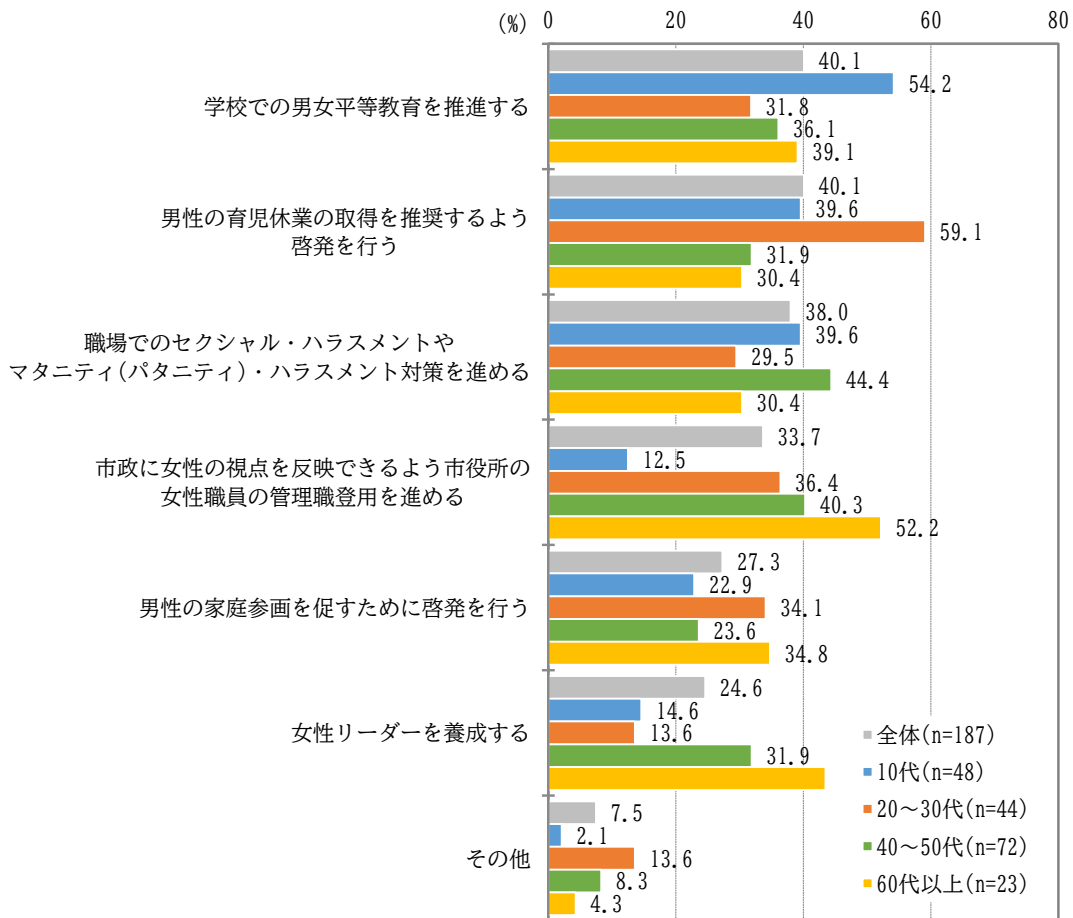
- ・「学校で性別に関わらず「〇〇さん」と呼称」(48.1%)が最も多く、次いで「学校における男女混合名簿の導入」(40.6%)が多くなっています。

③ 根室市において男女共同参画社会を実現するために必要な取り組み



- ・「学校での男女平等教育を推進する」(40.1%) および「男性の育児休業の取得を推奨するよう啓発を行う」(40.1%) が最も多く、次いで「職場でのセクシャル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント対策を進める」(38.0%)が多くなっています。

【年齢別の回答結果】



- ・年齢区分で最も多い回答をみると、10代では「学校での男女平等教育を推進する」、20～30代では「男性の育児休業の取得を推奨するような啓発を行う」、40～50代では「職場でのセクシャル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント対策を進める」、60代以上では「市政に女性の視点を反映できるよう市役所の女性職員の管理職登用を進める」と各年齢で回答が異なるという特徴がみられます。

(4) 市民における「多様性」に対する認識について

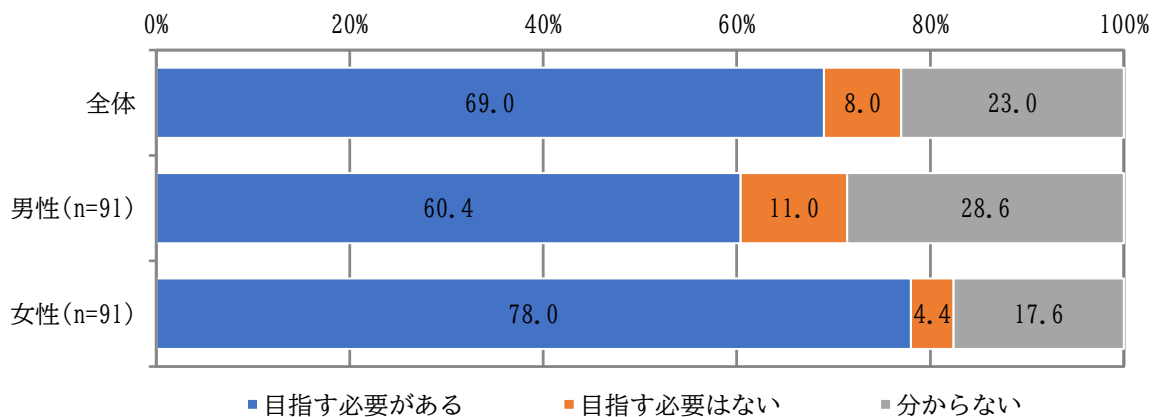
ここでは、人権尊重の観点から世界的に求められている「多様性」について、市民がどう感じているかを把握します。

【結果の要約】

- ・全体の約7割が多様性を尊重する社会の必要性を認識していますが、特に女性のほうがその必要性を感じています。また、パートナーシップの導入について、半数以上が必要性を感じていますが、特に20～30代といった若い世代が最も必要性を感じています。

① 一人ひとりの多様性が尊重される社会を目指す必要性について

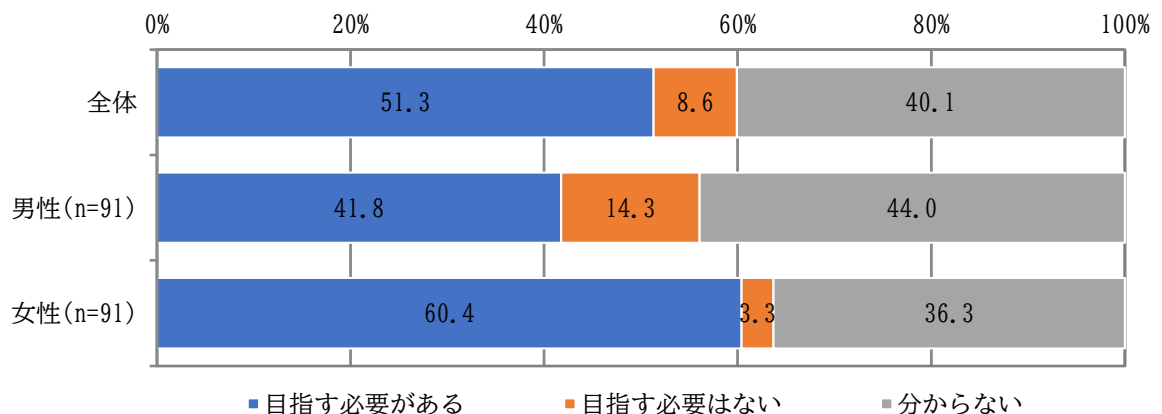
【男女別の回答結果】



- ・性別で見ると、特に「目指す必要がある」の割合が男女間で大きな差があり、男性以上に女性は多様性が尊重される社会を目指す必要性を感じています。

② パートナーシップ制度の導入を目指す必要性について

【男女別の回答結果】



- ・性別で見ると、特に「目指す必要がある」の割合が男女間で大きな差があり、男性以上に女性はパートナーシップ制度導入を目指す必要性を感じています。

(5) 自由意見からみる市民の考えについて

ここでは、市民の自由意見から「男女共同参画」に対する市民の考えを把握します。

【結果の要約】

- ・自由意見数が少なく、あくまでも参考として捉える必要があることを前提に記述します。
- ・「男女共同参画」は、男性にも女性にもあらゆる場面で性別を理由に差別することなく同様の機会が与えられることが目指すところであって、職場やコミュニティにおける男女比率に関する意見や身体的構造の違いに関する意見も含め、全ての事象について単に男女比率を 50 対 50 にするという数の問題が「男女共同参画」の目指すところであると誤認している様に窺えます。

① その他意見、自由意見（原文ママ）

年代 性別	内容
20代 男性	生物学的に男女に違いがあることは明確なので、完全なる男女平等は無理である。男女共同参画社会の実現は重要視する部分では無い。
20代 女性	根室市役所に勤務している男性職員がまず、男女平等や妊娠出産についてきちんと理解をし、相手の気持ちを考えられない様な発言、女性を不利にするような発言をしないように徹底すべきだと思います。市民に、セクハラ、パワハラ、マタハラだと言いたいなら、まず市役所の職員から徹底したらどうですか？市役所内でその様な事実がないと思ってるなら大間違いですよ。どうか根室市も女性が働きやすく、妊娠出産後の復帰がしっかり出来る女性の生きやすい市にしてください。せっかく市長が子育て支援しっかりしてくださってるんです。その子育てをしてる親たちも働きやすい社会になることを願ってます。
30代 男性	賃金が少なく、主婦や主夫を選択できない社会構造に問題がある。女性でも男性でも仕事よりも家庭を優先したい人がいるのに、そこを無視して社会に出させようという動きが少子化を推進させていることに気づいていない。そして、一度辞めても復職しにくい人事制度や、能力を活かせる職場が不足していることも人口の流出を助長している。
40代 男性	根室市では、市職員全体の男女割合に比率に比べ、女性管理職の比率が非常に低くなっている。行政が積極的に指導的地位に占める女性の割合を増やすことで、ロールモデルとなり民間企業への波及効果を期待する。また市の主催する会議においてもどちらか少ない方の性別を少なくとも3割以上入れることをガイドラインとして定め、パリティを導入していくといった具体的な取り組みを行うことが必要である。

40代 女性	掃除を手伝ってくれない。ゴミをまとめて捨てたりしないといけない。国家資格を取得しても配置転換してくれない。20年以上の勤続年数なのに年下の年数も下の男性高卒者と給料の差がさほどない。
50代 女性	根室市は地域のジェンダー平等ができていない。第一次産業の街なので役割分担としてしかたない部分もありますが、もう少し、男性優位な部分を理解し、次世代の夫婦に口出しせず、嫁だから、妻だから、母だから、私もかつてそうしたからと古い体質を押し付けないでほしいです。
50代 男性	市役所自体がハラスメントの塊だと思う。市役所を訪れる市民に対する対応や言葉使いなど。市役所職員は公務員としての立場を利用しすぎだと思う。市役所職員は市民の目線で物事を考えるべきであるとおもう。 所詮男は男、女は女、どちらもどれだけ努力しても異性に近づく事はできないが、何かをする時は互いの利点を共有する事は出来ると思う。単に男女平等と言うのではなく利点の活用じゃなかなって思う。 最後にこのアンケートを作成した人達に言いたい、アンケートの作り方が素人で所詮公務員。このアンケートでは何も変えられないのでは？
60代 女性	これからは多様性、主体性、ジェンダーなど重視されなければならないので、頑張って推進していただきたいです。
60代 男性	生物学的に何百万年もかけて両性の役割と機能が合理的に進化してきた。ここ数十年で急激に進んだ社会科学的な両性のあり方に対して、生物学的な進化が追い付かないから無理が生じているのです。
70歳 以上 女性	地域はまだまだ男性優位社会であると感じる。市役所でも、管理職の女性職員はほとんどいないし、様々な委員会、協議会でも女性が圧倒的に少ない。男性ばかり多いところで協議している社会が平等であるとはとても思えない。 男女共同参画社会を真に目指すために、教育がとても重要であると考えている。

※パリテ：もともと「同等」という意味で、議会や委員会の男女比率を均等にすることを指す。

3 まとめ

今回のアンケート結果を踏まえ、次の点が市民の意識に内在していると窺えます。

- 1 日常生活全般において、男性以上に女性が男性優位と感じており、特に、職場においてはその傾向が顕著で、年齢層が上がるに従ってその傾向が強くなります。
- 2 性別による固定的な役割分担意に対する意識やハラスメント被害の状況を見ても、男性は女性に対し性差別を行っている自覚が低いことが窺えます。
- 3 男性も家事や育児を実施するべきと感じているが、様々な事情により実現できていない状況が窺えます。
- 4 「男女共同参画」について正しい理解を促す必要があると窺えます。
- 5 市民の意識を変えていく方法として、学校での男女共同教育が重要であることは当然ですが、市役所がロールモデルになることで市民にも浸透していくと考える市民が多いことが窺えます。

以上の点に関して施策を展開することが効果的であると考えます。

第3章 計画の基本的な考え方



1 計画の基本理念

計画は、根室市における男女共同参画社会の実現を目的としており、「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会を「男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」としています。

この男女共同参画社会基本法が掲げる5つの基本理念のもと、これまでの「根室市男女共同参画基本計画」に掲げた取組を継承しつつ、新たな取組を実践することで、男女共同参画の更なる推進を目指します。

法第3条 ・ 男女の人権の尊重

法第4条 ・ 社会における制度又は慣行についての配慮

法第5条 ・ 政策等の立案及び決定への共同参画

法第6条 ・ 家庭生活における活動と他の活動の両立

法第7条 ・ 国際的協調

2 計画の基本目標

計画の基本理念のもと、男女共同参画社会の実現を目指すため、次の5つの基本目標を設定し、施策を推進します。

【基本目標 I】 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

男女共同参画の推進のためには、人権を尊重し、性別のみならず、年齢、容姿、国籍、人種、血液型、文化、学歴、職業、財産、病気、障がいの有無、犯罪被害者、性的指向、性自認など多様性を尊重し、一人ひとりがお互いを認め合う意識が必要であり、そのためには男女共同参画の考え方を市民に周知するとともに、性別による固定的な役割分担意識の解消を目指し、情報提供や啓発を行っていくことが必要です。

また、学校教育や家庭・地域において市民のさまざまな学習機会をつくり、男女共同参画の意識形成を目指します。

【基本目標 II】 困難な問題を抱える女性への支援

家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性が増えており、その支援が必要です。

また、男女を問わず一人ひとりが個人として尊重されるようDV等の暴力を認めない環境をつくることを目指します。

【基本目標 III】 生涯を通じた健康への支援

誰もが生涯を健やかに暮らすためには、日頃からの心身の健康づくりが重要であり、健康に対する意識の向上を図るとともに、各種健康診査等による疾病の早期発見や生活習慣病予防に努めるなど、生涯を通じた健康の増進を目指します。

【基本目標 IV】 男女の仕事と生活の調和実現に向けた支援

男女の個性と能力が発揮できる社会の実現のためには、仕事と家庭・地域生活が両立できる環境づくりが必要です。

そのため、長時間労働など従来の働き方を見直し、一人ひとりが仕事と家事、そして、育児や介護などといった段階に応じた多様な生き方、働き方が選択できる環境整備への支援の充実など就労の場における男女共同参画の推進、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス^{※4}）の実現を目指します。

⁴ ワーク・ライフ・バランス：働く全ての人が「仕事」と「仕事以外」の生活の調和をとり、両方を充実させる働き方や生き方のこと

【基本目標 V】 あらゆる分野での男女共同参画の推進

男女共同参画社会を実現するためには、男女が対等な立場で社会のあらゆる分野において参画することが必要です。

特に、地域においては、防災活動をはじめとする地域の絆づくりが重要であり、地域コミュニティ活動を維持していくため、誰もが参加しやすい仕組みを構築し、男女が共に役割や責任を担い参画できる社会を目指します。

3 計画の体系

▼ 基本目標

I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

II 困難な問題を抱える女性への支援

III 生涯を通じた健康への支援

IV 男女の仕事と生活の調和実現に向けた支援

V あらゆる分野での男女共同参画の推進

▼ 基本方向

1 男女共同参画の意識の醸成

2 人権の尊重

3 男女共同参画の視点に立った学びの推進

4 困難な問題を抱える女性への支援
【困難女性支援基本計画】
【DV対策基本計画】

5 生涯を通じた健康支援

6 就労場における男女共同参画の推進
【女性活躍推進計画】

7 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
【女性活躍推進計画】

8 地域社会等における男女共同参画の推進

9 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

▼ 推進事項

① 広報・啓発活動の充実

② 人権を尊重する意識の浸透

③ 家庭・地域における男女共同参画学習の推進

④ 学校における男女共同参画学習の推進

⑤ 困難な問題を抱える女性への支援

⑥ あらゆる暴力根絶に対する取り組みの充実

⑦ こころと身体の健康づくりの推進

⑧ 男女の均等な就業機会と職域拡大の促進

⑨ ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

⑩ 子育て・介護に関する社会的支援の充実

⑪ 地域コミュニティにおける男女共同参画の促進

⑫ 防災分野における男女共同参画の促進

⑬ 人材育成の充実

⑭ 審議会等における男女共同参画の推進

⑮ 市役所内における男女共同参画の推進

第4章 計画の推進体制



1 住民の参画と協働の推進

一人ひとりが暮らしやすいまち、ずっと住みたいと思うまちは、性別にかかわらず、大人も、子どもも、高齢者も、障がいのある人も、あらゆる人々の人権が守られたまちです。

計画を推進し、男女共同参画社会の実現を図るためには、さまざまな分野で、自主的な活動に取り組む住民や関係団体、事業者等と根室市とのパートナーシップが欠かせません。根室市では、これらのパートナーと協働しながら男女共同参画社会の実現を目指します。

2 市役所における推進体制

男女共同参画に関する施策を総合的に推進するため、現状・課題等を踏まえながら関係課が連携し取り組みを進めます。

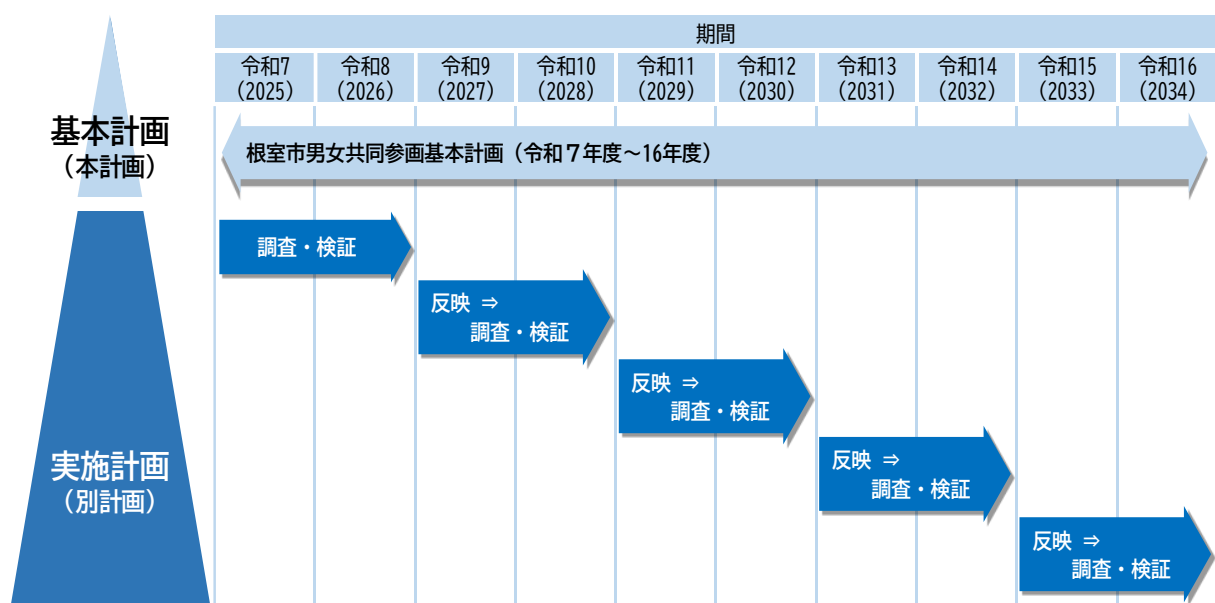
また、男女共同参画の視点を取り入れた研修などを通じて、職員一人ひとりの意識向上に取り組めます。

3 国・北海道等との連携

計画を推進するにあたっては、情報の収集・交換をはじめ、国や北海道など関係機関と十分な連携を図りながら、施策の効果的な展開に努めます。

4 計画の進行管理

計画をより実効性のあるものとするため実施計画を策定するとともに、市民で組織する根室市男女共同参画基本計画策定委員会により計画に基づく各施策の進捗状況を定期的に調査・検証を行い、その結果を公表します。



5 成果指標

男女共同参画社会を推進するため、その指標として目標値を次のように設定します。

	項 目	現状値 (R5)	目標値 (R11)	目標値 (R16)
1	家庭において男女が平等であると思う人の割合	15.1%	40%	60%
2	職場において男女が平等であると思う人の割合	15.1%	40%	60%
3	「ワーク・ライフ・バランス」の言葉について知っている人の割合 ※女性活躍推進計画に基づく指標	52.1%	70%	80%
4	地域や審議会等への女性の参加率	25.6%	40%	40～60%
5	市管理職における女性の割合（一般職）	0.0%	5%	10%
6	市職員の主査職における女性の割合（一般職）	15.8%	20%	25%

- ・成果指標1～2については、第2次計画期間中に大きな上昇には至りませんでした。第3次計画は、啓発活動を強化することや根室市男女共同参画基本計画策定委員会と協力し、定期的に市の取組の検証・改善を行うため、その効果を期待して設定しています。
- ・成果指標3については、第2次計画期間中の市や市民の取組により5ポイント上昇し、目標を達成した項目です。今後の市の取組のほか、コロナ禍により世界的に働き方に対する考え方の変革が起こったため、今まで以上に普及することを期待し設定しています。
- ・成果指標4については、国の成果指標である40～60%を基本に設定しています。
- ・成果指標5および6については、現状では、根室市の一般職を受験される女性自体が少なく、また、計画策定時点での採用率も27%程度と低迷しています。このことから目標値を設定することは現時点では難しいが、今後の女性職員採用の取組をさらに推進し、その効果として期待できる数値を設定しています。

(白紙ページ)

第5章 施策の展開



【基本目標 I】 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

基本方向1 ▶ 男女共同参画の意識の醸成

○ 現状と課題 ○

平成11年の男女共同参画社会基本法制定後、根室市においては平成16年に「男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画の意識の醸成を図るため、講演会の実施や広報ねむろ等による啓発を進めてきました。

しかし、長い歴史の中で培われた社会の慣習・慣行の中には、「男は仕事、女は家庭」という言葉に代表される男女の役割に対する固定的な考え方が根強く残っています。

また、市民アンケートの結果を見ると、「男女共同参画」という言葉を「男女比率の均等化」や「家事や仕事の役割分担の均等化」と誤解している市民意見も見受けられることから、「男女共同参画」についての正しい理解を広める必要があります。

さらに、少子高齢化や人口減少が進行する現代においては、人権を尊重し、性別のみならず、年齢、容姿、国籍、人種、血液型、文化、学歴、職業、財産、病気、障がいの有無、犯罪被害者、性的指向、性自認など多様性を尊重するダイバーシティ⁵を目指し、誰もが社会の一員として自立し責任を担うことが求められており、家庭、地域、職場など、社会のあらゆる場に根付いている性別による固定的な役割分担の意識を解消し、個々に応じた選択が無理なくできる社会を築くことが必要です。

● 施策の展開 ●

● 推進事項① 広報・啓発活動の充実

男女共同参画やダイバーシティについての正しい理解を深めるため、広報紙やSNS等の広報媒体の活用、講演会や体験型などの工夫を凝らした研修会を開催するなど、市民の関心度を高める啓発活動に努めます。

また、学校教育の現場では男女共同参画に対する学習が進む一方で、社会では、まだまだ取組が進んでいないことにより、若い世代との認識のギャップが問題となっていることから、ギャップ解消に向けた企業への理解促進を図ります。

関係機関と連携し、各種資料やパンフレット等を活用して男女共同参画やダイバーシティの意識の高揚を図ります。

⁵ ダイバーシティ：日本語で「多様性」の意味で、人種・性別・宗教・価値観などさまざまに異なる属性を持った人々が、組織や集団において共存している状態のこと

基本方向2 ▶ 人権の尊重**○ 現状と課題 ○**

人権は、人が生まれながらにして持つもので、誰もがその人らしく幸せに生きるための最も基本的な権利であり、あらゆる人が、性別や性自認、年齢、生まれた家庭環境や社会的立場に関わらず、生涯にわたり、一人の人間として尊重される社会でなければなりません。

これまで、様々な取り組みが進められてきましたが、人々の意識や行動、社会の慣行の中には、様々な差別や偏見が残されています。

そうした差別や偏見を払拭するきっかけの一つとして、戸籍上の性別が同性同士のカップルについて、自治体の裁量で「結婚に相当する関係」として様々なサービスを受けやすくする制度、いわゆる「パートナーシップ制度」の導入が全国の自治体で広がっており、根室市においても、人権尊重の観点から「パートナーシップ制度」の導入が必要と考えています。

●● 施策の展開 ●●**● 推進事項② 人権を尊重する意識の浸透**

人権尊重意識の浸透を図るため、関係機関と連携し啓発活動および人権教育を推進します。

さらに、多様性を尊重する意識の浸透を図るため、「パートナーシップ制度」を導入します。

基本方向3 ▶ 男女共同参画の視点に立った学びの推進

○ 現状と課題 ○

家庭、地域、学校などで行われる教育や学習は、一人ひとりの自立や個人としての生き方を尊重するとともに、相互に協力して社会や生活を支えていく心を育むという人間形成において重要な役割を果たしており、男女共同参画を推進していくためには、市民一人ひとりが男女共同参画に関して正しく理解することが何よりも重要です。

これからの社会を担う子どもたちの意識を育てるには、家庭、地域、学校での教育や学習が非常に大きな役割を持っています。

このため、子どもたちに対しては、学校が発達段階に応じて男女の相互理解と相互協力の重要性など男女共同参画の意識を育てる教育が必要です。特に、進路指導においては、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性や能力に合わせた取り組みが必要となります。

また、生活の基本となる家庭においては、幼少期から個々の人権が尊重されるよう保護者の学習の場や情報提供が必要であり、地域においては学校や家庭への支えとなるような取り組みが求められます。

このように、男女共同参画社会の形成のためには、あらゆる世代、あらゆる機会、あらゆる場所において男女共同参画に関する教育や学習の機会の充実が必要です。

●● 施策の展開 ●●

● 推進事項③ 家庭・地域における男女共同参画学習の推進

家庭における家事や育児を男女が協力して取り組む社会を目指し、市民への意識醸成を図るほか、町内会やPTAなど各団体に対して男女共同参画社会の正しい理解と取り組みへの協力を求めます。

また、関係機関と連携し、男女共同参画の視点を取り入れた各種講座や研修会を実施するなど、男女共同参画に関する生涯学習機会の充実を図ります。

● 推進事項④ 学校における男女平等教育の推進

発達段階に応じて、男女の特性やお互いの立場を理解するための男女平等教育を推進し、男女共同参画の視点に立ったキャリア教育を推進するとともに、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、主体的に多様な進路を選択することができるよう、個性や能力に合わせた進路指導等を推進します。

また、教職員が男女共同参画を正しく理解し、学校における男女平等教育や個性を尊重する学校教育、進路指導を推進するため教職員研修の充実に努めます。

【基本目標 Ⅱ】 困難な問題を抱える女性への支援

基本方向4 ▶ 困難な問題を抱える女性への支援

○ 現状と課題 ○

近年、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により居場所が無くなったことで、日常生活や社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性が増えており、その支援が急務となっています。

このような中で、DVや職場等における地位を利用した悪質なセクシャル・ハラスメント⁶などによる被害は後を絶たず、その被害者の多くが女性であることから、そのような暴力の根絶は、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

特にDVやストーカー行為等の被害は深刻な社会問題となっており、インターネットやSNSの普及に伴い、暴力等は一層多様化している状況です。しかし、DVは外部から発見されにくく、個人や家庭内の問題と考えられる傾向にあり、周囲が気づかないうちに暴力が徐々にエスカレートし、長期化・深刻化する可能性があります。また、こうした暴力を目撃した子どもは、今後の成長過程において大きな影響を受ける可能性があることから、児童虐待防止対策の一環として取り組む必要があります。

※困難な問題を抱える女性への支援などを推進するために、計画の基本方向4を女性支援法に基づく「困難女性支援計画」として位置付けます。

※配偶者等からの暴力防止のための啓発や被害に対する相談支援などを推進するために、計画の基本方向4をDV防止法に基づく「DV対策基本計画」として位置付けます。

●●施策の展開●●

●推進事項⑤ 困難な問題を抱える女性への支援

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性を支援するため、女性相談支援員の配置を検討します。

また、民間の団体との協働による支援や支援調整会議の設置により、関係機関と連携し、啓発活動および教育を推進します。

被害にあった女性の安全確保や自立支援を行うため、公営住宅への入居等について検討します。

さらに「女性の人権ホットライン」などの相談窓口等の情報提供を行うとともに、関係機関と連携して相談を支援します。

⁶ セクシャル・ハラスメント：相手を不快にさせる性的な言動や行為のこと

●推進事項⑥ あらゆる暴力根絶に対する取り組みの充実

暴力根絶に向け、地域や関係団体等と連携した相談・支援体制の構築を推進し、暴力が犯罪となる行為を含む重大な人権被害であることについての理解を深めるとともに、DV被害者が、DVであることを認識し、また、周囲も早期に気付くことができるよう意識啓発に取り組むとともに、DV被害者などがすぐに相談できるように、様々な機会を通じて相談窓口の周知を図ります。

保育所や幼稚園、学校、地域と連携・協力し、児童虐待の早期発見に努めるとともに、児童相談所、警察等の関係機関と連携し、児童虐待の予防・未然防止を図ります。

【基本目標 Ⅲ】 生涯を通じた健康への支援

基本方向5 ▶ 生涯を通じた健康支援

○ 現状と課題 ○

生涯にわたり心豊かにいきいきと暮らすためには心身ともに健康で、男女がお互いを理解し合い、思いやりを持つことが男女共同参画を推進するうえでも重要です。

こうしたことから、身体構造における性の違いの理解を深めるとともに、心身の健康についての正しい知識を習得し、自分自身で健康管理ができるように、健康診査や健康相談体制の充実を図る必要があります。

特に、女性は妊娠と出産を経験する可能性があり、男性と異なる様々な健康上の問題に直面することから、女性特有の疾病の予防や出産・産後の母体ケアまでを含めた健康施策に取り組む必要があります。

このため、妊娠・出産や育児不安に対する相談体制の充実など切れ目のない支援を展開する必要があります。

また、近年は、性情報の氾濫や薬物・喫煙など若年層における社会問題が多様化していることから、子どもたちの発達段階に応じた教育を実施し、正しい知識の習得および意識啓発に向けた取り組みが重要となります。

●● 施策の展開 ●●

● 推進事項⑦ 心と身体の健康づくりの推進

生涯にわたって自分の健康は自分で管理し、心豊かに生き生きとした生活を送ることを目指した健康教育を推進するとともに、健康に関するさまざまな悩みや不安を解消する相談体制の充実に努めます。

特に、女性特有の病気への理解を深めるとともに、女性に対し基本健康診査や各種がん検診などの受診を促進し、疾病の早期発見、早期治療を推進するなど生涯にわたる健康づくりを支援します。

また、各ライフステージに応じた体力づくりや健康づくりに気軽に取り組めるよう、市民ニーズを取り入れたスポーツ・レクリエーション活動の機会を提供します。

児童生徒に対し、薬物・喫煙などによる健康被害への理解を深めるための健康教育を推進するとともに、広報・リーフレット等による啓発活動の充実を図ります。

また、性に関する正しい知識を持ち、生命や人権を尊重する心を育成するため、発達段階に応じた性教育の充実を図ります。

【基本目標 IV】 男女の仕事と生活の調和実現に向けた支援

基本方向6 ▶ 就労の場における男女共同参画の推進

○ 現状と課題 ○

持続可能な社会経済を構築するためには、男女がともに能力を発揮できる就労環境づくりが必要であり、働く環境においては労働基準法や男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などの改正により制度上では男女平等が進んできましたが、依然として結婚や出産を機に退職する女性が多い状況となっています。

また、少子高齢化の進行により労働力不足が懸念されており、働きたい人がその能力を発揮できる環境を整備することは、社会経済の安定のためにも重要な課題です。

こうしたことから、男女が性別にかかわらず、差別なく働くことができるためには、企業や事業所において男女間の格差をなくし、セクシャル・ハラスメントやマタニティ（パタニティ）・ハラスメント^{※7}対策を推進し、働きたい人が働き続けられるための支援や働き方の見直しの理解などの取り組みが不可欠です。

そのためには、一人ひとりの意識啓発を進めるとともに、企業や事業所に対し男女共同参画に関する啓発などを効果的に推進していくことが重要です。

※女性の職業生活における活躍を推進するために、計画の基本方向6を女性活躍推進法に基づく「女性活躍推進計画」として位置付けます。

● 施策の展開 ●

● 推進事項⑧ 男女の均等な就業機会と職域拡大の促進

根室市通年雇用促進協議会が主催する通年雇用セミナー等を通じ、企業並びに被用者に対し「労働基準法」や「男女雇用機会均等法」、「女性活躍推進法」などの周知・啓発を行い、性別による固定的な役割分担にとらわれない職域の拡大を促進するとともに、男女の働きやすい環境を作るため、企業におけるセクシャル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント防止を呼びかけるなど、意識啓発に努めます。

女性を含めた市内で就職を希望する方（若年者、高齢者、UIターン者等）の潜在力や就労ニーズ調査などの情報収集を行うほか、就労に対する動機付け・意識改革を促す情報提供など、就労等に向けた支援を行います。

U・Iターン者向け創業支援、空き店舗出店支援など、関係機関と連携し、起業に向けた支援を行います。

市内企業と連携し、職場体験実習や各種資格取得支援を行い、個々の適正や能力、希望職種に合った総合的な職業能力開発支援を促進します。

⁷ マタニティ・ハラスメント：妊娠や出産した方に対して精神的、身体的ないやがらせのこと

基本方向7 ▶ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

○ 現状と課題 ○

男女がともに多様な生き方が尊重され、その個性と能力を發揮して、あらゆる分野に参画し、また、充実した生活を送るためには、ワーク・ライフ・バランスを実現し、仕事と生活のそれぞれの場面で責任と喜びを分かち合うことが不可欠です。

しかしながら、長時間労働などにより、仕事と子育てや介護の両立に対する悩みなど、仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られるなど、将来への不安や豊かさを実感できないことが社会の活力低下などに繋がっています。

このため、男女が共に協力し合い、仕事や家庭、地域生活等において、能力を發揮する機会を確保し、喜びと生きがいを実感することができる社会を目指すため、就業環境の見直しや、子育て支援や介護等に係る家族への支援を積極的に取り組める環境の整備など、企業等の関係機関と連携し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ることが必要です。

※女性の職業生活における活躍を推進するために、計画の基本方向7を女性活躍推進法に基づく「女性活躍推進計画」として位置付けます。

●●施策の展開●●

●推進事項⑨ ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

パンフレット等による広報や啓発活動、講演会や体験型などの工夫を凝らしたセミナーなどを開催し、ワーク・ライフ・バランスへの理解促進を図ります。

●推進事項⑩ 子育て・介護に関する社会的支援の充実

保護者の就労などを支援するため、その子どもたちの保育所入所、延長保育や一時保育、放課後等における適切な遊びや生活の場となる留守家庭児童会等の充実を図ります。

また、子育てや介護についての悩みなど気軽に相談できるよう、利用者の立場に配慮した相談体制づくりを推進します。

【基本目標 V】 あらゆる分野での男女共同参画の推進

基本方向8 ▶ 地域社会等における男女共同参画の推進

○ 現状と課題 ○

近年、地域社会においては、住民同士の交流が減少し、地域への帰属意識の低下や人間関係の希薄化などにより地域のあり方が変化しています。

人々にとって最も身近な暮らしの場として、地域で抱えるさまざまな課題・ニーズを解決する地域コミュニティの重要性が高まっており、心豊かで住みよいまちづくりを進めるためには、男女が協力して地域社会における役割と責任を担い、地域活動に参画しやすい環境を整備することが必要です。

また、近年では、巨大地震や大雨による河川の増水に土砂崩れなど大規模災害の発生により、避難所運営などにおいて男女のニーズの違いなどから様々な問題が浮き彫りとなり、防災や減災活動に男女共同参画の視点を取り入れることの重要性が再認識されるとともに、地域の絆や共助の精神などといった地域が担う役割の大切さを改めて感じる機会となりました。

このため、地域の絆や共助の精神といった地域の力の維持向上を図り、男女がともに積極的に地域活動へ参画し、「支え合い」、「助け合い」、「声掛け」、「見守り」等による「顔の見える地域づくり」を進めていく必要があります。

●●施策の展開●●

●推進事項⑪ 地域コミュニティにおける男女共同参画の促進

町内会やPTAなど各団体に対して男女共同参画社会の理解と取り組みの協力を求めます。

また、団体、サークル紹介など市民活動に関する情報提供を行うとともに、活動への支援など市民活動の活性化を図ります。

●推進事項⑫ 防災分野における男女共同参画の促進

男女のニーズの違いに配慮した備蓄品整備をはじめ、避難所運営訓練、出前講座などにおいてあらゆる視点を踏まえた取り組みを推進します。

また、消防団、自主防災組織における男女それぞれの視点を取り入れた住民主体の防災活動を推進します。

基本方向9 ▶ 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

○ 現状と課題 ○

男女共同参画社会の実現のためには、様々な意思や方針の決定の場において、男女が対等に参画し、お互いの意見を反映させた取り組みが必要であるとともに、男女がともに能力を発揮できる環境づくりが大切です。

市民の意見を反映させる市の審議会などにおいても、男女がともに参画し、お互いの意見を尊重した調和のとれた意識決定が重要な課題となっており、男女比率の均衡を図るための取り組みを進めてきましたが、今もなお、男女共同参画への取り組みが十分とはいえない状況となっています。

しかし、審議会等の男女比率の均衡を図るだけではなく、市民が政策・方針決定過程の場へ積極的に参画するためには、能力の開発と発揮を促進する取り組みが重要であることから、人材を育成する機会を充実させ、自らが意欲を持って積極的に行動できる環境づくりが必要です。

また、市役所における女性職員の割合に対し、管理職（部長及び課長職）及び主査職の男女比率が大きく偏っていることから、引き続き長期的視野に立った人材育成やワーク・ライフ・バランスの推進等に取り組む必要があります。

このように豊かで活力のあるまちづくりを進めるためには、あらゆる分野で個性と能力が十分に発揮されることが重要です。

●●施策の展開●●

●推進事項⑬ 人材育成の充実

各産業において中核を担うリーダー育成のため、研修機会の充実を図るとともに、業務上必要となる資格取得への支援を行います。

また、男女共同参画に関する市民リーダーを募集し、市の事業に関する講師を務めていただくなど、市民のスキルを発揮する機会につなげるとともに、そのスキル向上に努めます。

●推進事項⑭ 審議会等における男女共同参画の推進

各種審議会等における男女の登用状況について定期的に把握・公表するとともに、委員構成の見直しを図るなど男女比率の均衡に努めます。

●推進事項⑮ 市役所内における男女共同参画の推進

各種審議会女性職員の採用比率や管理職比率などの状況把握・分析を行うとともに、次世代育成支援対策法に基づく「特定事業主行動計画」の推進と定着を図り、子を持つ職員等が働きやすい環境づくりに努め、市役所内における女性の活躍を推進します。

資料編

1 計画策定の経過

■ 根室市男女共同参画基本計画策定委員会

令和6年	<input type="checkbox"/> 7月8日：設置要綱の決定 <input type="checkbox"/> 8月1日：関係団体への委員推薦依頼 <input type="checkbox"/> 8月2日：一般公募開始 <input type="checkbox"/> 10月29日：第1回委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・委員会設置の趣旨説明 ・第3次計画の概要説明 ・市民アンケート(速報版)の結果報告 ・策定スケジュールの確認 <input type="checkbox"/> 11月28日：第2回委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・素案の審議 ・市民アンケート(完成版)の結果報告
令和7年	<input type="checkbox"/> 1月29日：第3回委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・修正案の審議 <input type="checkbox"/> 2月17日：第4回会議(書面会議) <ul style="list-style-type: none"> ・最終案の確認 <input type="checkbox"/> 2月26日：パブリックコメントの実施(3月27日まで)

■ 市民アンケートの実施

- 8月20日～9月20日：中学生以上の根室市民を対象にWebアンケートを実施
- 11月28日：アンケート結果の報告書完成

2 根室市男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱

(令和6年7月8日訓令第52号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、根室市男女共同参画基本計画（以下「基本計画」という。）の策定及び施策の実施状況に関し、広く市民から意見を求めるため、根室市男女共同参画基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 基本計画策定に関し、意見交換及び提言を行うこと。
- (2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について審議し、意見を述べること。

(組織)

第3条 委員会は、市長が委嘱する者（以下「委員」という。）12名以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方が委員の総数の4割未満とならないよう努めるものとする。

- 2 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長は、委員会を招集し、会議の議長となる。
- 5 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の意見又は説明を求めることができる。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(報酬等の支給)

第5条 委員の報酬は無報酬とする。ただし、予算の範囲内において費用弁償を支給する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民生活部生活環境課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 最初に開催する委員会は、第3条第4項の規定にかかわらず、この訓令の施行日以後及び委員の任期満了後、最初に開催する委員会は、市長が招集する。

3 根室市男女共同参画基本計画策定委員会委員名簿

任期 自：令和6年10月29日

至：令和8年3月31日

役職	委員氏名	所属
会長	能村英子	町会女性部連絡会 (住民団体関係者)
副会長	大島義孝	根室人権擁護委員協議会 (人権保護団体関係者)
	木野内孝正	根室市立学校教頭会 (教育教育関係者)
	藪佳子	更正保護女性会 (人権保護団体関係者)
	野田敏	根室商工会議所 (経済団体関係者)
	柴田紀子	根室商工会議所女性会 (経済団体関係者)
	星山祐二	社会福祉法人 根室市社会福祉協議会 (福祉団体関係者)
	小林茂	町会連合会 (住民団体関係者)
	時野春美	根室市防災会議 (防災団体関係者)
	小山けい子	一般公募
	菊地芙美子	一般公募

根室市男女共同参画基本計画

(令和7年度～16年度)

令和7年3月28日

(発行) 根室市
(問い合わせ) 市民生活部生活環境課
根室市常盤町2丁目27番地
電話 0153-23-6111
f a x 0153-24-8692